議案第４５号

令和２年２月１９日提出

松山市長　野　志　克　仁

松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正について

松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

松山市公設花き地方卸売市場業務条例（平成２２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５条」を「第５条の２」に，「第１７条」を「第１６条」に，「第１８条」を「第１７条」に改め，「売買参加者」の次に「及び買出人」を加え，「第２９条」を「第２９条の２」に，「第７２条」を「第７１条の２」に，「市場取引委員会」を「市場運営審議会」に，「第７９条」を「第７８条の２」に改める。

第１条中「及び愛媛県卸売市場条例（昭和４７年愛媛県条例第２５号）」を削る。

第２条を次のように改める。

（市場の名称及び位置）

第２条　市場の名称及び位置は，次のとおりとする。

名　称	位　置
松山市公設花き地方卸売市場	松山市久万ノ台３４８番地１

第３条各号を次のように改める。

(1) 卸売業者　第７条の２第１項の許可を受けて，市場に出荷される花き等について，その出荷者から卸売のための販売の委託を受け，又は買い受けて，市場において卸売をする業務を行う者をいう。

(2) 仲卸業者　第１９条第１項の許可を受けて，市場において卸売を受けた花き等を市場内の店舗において販売する業務を行う者をいう。

(3) 売買参加者　第２７条第１項の承認を受けて，市場において卸売業者からの卸売又は仲卸業者からの販売を受ける者をいう。

(4) 関連事業者　第３０条第１項の規定による許可を受けて，市場内の施設において業務を営む者をいう。

(5) 買出人　市場において仲卸業者から販売を受ける者（売買参加者を除く。）をいう。

第３条の次に次の１条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

第３条の２　市長は，市場の業務の運営に関し，卸売業者，仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し，不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第４条中「花き及び規則で定める農産品等」を「規則で定めるもの」に改める。

第５条の見出し中「及び時間」を削り，同条第１項中「次に掲げる日（以下この条において「休日」という。）」を「規則で定める日」に改め，同項各号及び同条第２項から第５項までを削り，第１章中同条の次に次の１条を加える。

（開場の時間）

第５条の２　市場の開場時間は，規則で定める。

２　卸売業者の行う卸売のためのせり販売開始時刻は，前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

第６条中「その許可に係る業務を執行するに当たっては，公共性を自覚し，流通経費の節減及び経営管理の合理化に努めるとともに，その財務の健全性を確保しなければ」を「市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し，花き等の公正な集荷及び流通の合理化を図り，公正かつ明朗な取引を推進しなければ」に改め，同条に次の１項を加える。

２　卸売業者は，市民に対する花き等の安定的な供給に資するため，市場に集荷し，仲卸業者及び売買参加者へ卸売を行うことを基本とし，市場の秩序に配慮した取引に努めるものとする。

第７条の見出し中「数」の次に「の最高限度」を加え，同条中「は，１とする」を「の最高限度は，規則で定める」に改め，同条の次に次の５条を加える。

（卸売業務の許可）

第７条の２　市場の卸売場を使用して卸売の業務を行おうとする者は，市長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，許可申請書を市長に提出しなければならない。

３　市長は，第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が，第７条の５又は第７４条第１項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

ウ　第７４条第１項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で，その処分の日から起算して３年を経過しないもの

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(8) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第７条の３　卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において，譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは，譲受人は，卸売業者の地位を承継する。

2　卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において，当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは，合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は，卸売業者の地位を承継する。

3　前２項の認可を受けようとする者は，市長が別に定めるところにより，申請書を市長に提出しなければならない。

4　前条第３項の規定は，第１項又は第２項の認可について準用する。この場合において，同条第３項中「第１項の許可の申請」とあるのは「第７条の３第１項又は第２項の認可の申請」と，「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5　第１項又は第２項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については，譲渡人又は合併前の法人若しくは分割前の法人が第６４条第１項の規定により使用指定を受けていた施設について引き続き使用を指定されたものと解してはならない。

（名称変更等の届出）

第７条の４　卸売業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し，休止し，再開し，又は廃止したとき。

(2) 名称又は住所を変更したとき。

(3) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2　卸売業者が解散したときは，当該卸売業者の清算人は，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業者の許可の取消し）

第７条の５　市長は，卸売業者が第７条の２第３項第２号若しくは第５号から第７号までのいずれかに規定する者に該当することとなったとき，又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは，同条第１項の許可を取り消すものとする。

2　市長は，卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第７条の２第１項の許可

を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第７条の２第１項の許可の通知を受けた日から起算して１月以内に第８条第１項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第７条の２第１項の許可の通知を受けた日から起算して１月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き１月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

（事業報告書の提出）

第７条の６　卸売業者は，事業年度ごとに，規則で定めるところにより，事業報告書を作成し，毎事業年度経過後９０日以内に，これを市長に提出しなければならない。

２　卸売業者は，前項の事業報告書のうち，出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分について，閲覧の申出があった場合には，正当な理由があるときを除き，これを閲覧させなければならない。

第８条第１項中「愛媛県知事」を「市長」に改める。

第９条第１項中「別に」を削り，同条第２項中「市長の認める」を「次に掲げる」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

(5) 政府がその債務について保証契約した債権

第９条に次の１項を加える。

３　前項に規定する有価証券の価格は，規則で定める額とする。

第１０条第２項中「から」を削り，同条第３項中「前条第２項」を「前条第２項及び第３項」に改める。

第１１条第１項中「これ」を「これら」に改め，同条第２項中「関し」を「関し，」に改める。

第１３条から第１６条までを次のように改める。

（せり人の届出）

第１３条　卸売業者は，市場においてせり売を行うときは，せりを遂行するために必要な

経験及び能力を有する当該卸売業者が推薦する者をせり人として，規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2　卸売業者は，次の各号のいずれかに該当する者については，前項の規定による届出をすることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

(3) 売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人である者

3　卸売業者は，せり人がせり売の業務を行わなくなったときは，規則で定めるところにより，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

第１４条から第１６条まで　削除

第１７条を削る。

第２章第２節中第１８条の前に次の１条を加える。

（仲卸業者の責務）

第１７条　仲卸業者は，市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し，取扱品目について公正かつ適正な評価及び流通の合理化を図り，公正かつ明朗な取引を推進しなければならない。

2　仲卸業者は，市民に対する花き等の安定的な供給に資するため，市場の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし，又は調製して売買参加者及び買出人に販売することを基本とし，市場の秩序に配慮した取引に努めるものとする。

第１８条中「２とする」を「規則で定める」に改める。

第１９条第３項第１号中「破産者で復権を得ないものである」を「法人でない」に改め，同項第２号中「禁錮以上の刑に処せられた者又は」を削り，同項第３号中「第２２条第１項若しくは第２項」を「第２２条」に改め，同項第５号中「又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人」を削り，同項第６号中「申請者が法人であって，」を削り，「第１号から第３号まで及び前号」を「次」に改め，同号に次のように加える。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算し

て３年を経過しないもの

ウ　市場の売買参加者又は他の仲卸業者の役員若しくは使用人

エ　暴力団員等

第１９条第３項第７号を同項第９号とし，同号の前に次の２号を加える。

(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第２１条第１項中「使用料月額の５倍以内」を「市場使用料の月額の５倍の額以下」に改め，「別に」を削り，同条第２項中「第９条第２項」を「第９条第２項及び第３項」に，「及び」を「並びに」に改める。

第２２条第１項中「第１９条第３項第１号，第２号，第５号若しくは第６号」を「第１９条第３項第２号若しくは第５号から第８号まで」に改め，同条第３項を削る。

第２４条を次のように改める。

第２４条　削除

第２５条の見出し中「及び休業」を削り，同条第１項各号を次のように改める。

(1) 仲卸しの業務を開始し，休止し，再開し，又は廃止したとき。

(2) 名称又は住所を変更したとき。

(3) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

第２５条第２項中「死亡し，又は」及び「相続人又は」を削る。

第２６条第１項中「，次の各号に掲げる区分に従い」を削り，「当該各号に掲げる日」を「毎事業年度の末日」に改め，同項各号及び同条第２項を削る。

「第３節　売買参加者」を「第３節　売買参加者及び買出人」に改める。

第２７条第１項中「売買参加者になろうとする者」を「市場において卸売業者が行う卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）」に改め，同条第３項に次の３号を加える。

(5) 申請者が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第２８条第１項中第３号を削り，第４号を第３号とし，第５号を第４号とする。

第２９条中「若しくは第３号」を「，第３号若しくは第５号から第７号までのいずれか」に改め，第２章第３節中同条の次に次の１条を加える。

（買出人の届出）

第２９条の２　買出人として業務をしようとする者は，市長に届け出なければならない。

２　買出人の届出について必要な事項は，市長が別に定める。

第３０条第１項中「ときは」の次に「，市場機能の充実を図り，又は出荷者，売買参加者その他市場利用者に便益を供するため」を加え，「次に掲げる」を「規則で定める」に改め，同項各号を削り，同条第２項中「関連事業者になろう」を「前項の規定による許可を受けよう」に改める。

第３１条第３号中「第３４条第１項若しくは第２項」を「第３４条」に改め，同条第５号中「第１号，第２号又は第３号」を「次」に改め，同号に次のように加える。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

ウ　第３４条又は第７４条第４項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して３年を経過しない者

エ　暴力団員等

第３１条に次の３号を加える。

(6)　暴力団員等であるとき。

(7)　暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8)　その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第３３条第１項中「使用料月額の５倍以内」を「市場使用料の月額の５倍の額以下」に改め，「別に」を削り，同条第２項中「第９条第２項」を「第９条第２項及び第３項」に，「及び」を「並びに」に改める。

第３４条の見出し中「許可」を「関連事業者の許可」に改め，同条第１項中「第５号」の次に「から第８号まで」を加え，同条第３項を削る。

第３５条第１項各号を次のように改める。

(1)　業務を開始し，休止し，再開し，又は廃止したとき。

(2) その許可に係る業務以外の業務を営もうとするとき，又は廃止したとき。

(3) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(4) 商号又は代表者を変更したとき。

第３６条第１項中「に規定する」を「の規則で定める」に改める。

第３８条第１項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ，当該各号に掲げる売買取引」を「せり売若しくは入札又は相対取引（販売価格があらかじめ定められた売買取引を含む。以下同じ。）」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，卸売業者は，市場の役割である価格形成機能及び分配機能が十分に発揮できるよう，物品の特性に応じて取引方法を設定するものとする。

第３８条第１項各号及び同条第２項を削り，同条第３項中「第１項第２号及び第３号に掲げる物品については，次」を「卸売する取扱品目について，次の各号」に，「指示した」を「指示をした」に，「せり売又は入札の方法」を「指示した取引方法」に改め，同項に次の２号を加え，同項を同条第２項とする。

(3) 災害が発生した場合

(4) その他市長が指示することが適当と判断した場合

第３８条第４項及び第５項を削る。

第３９条を次のように改める。

第３９条　削除

第４０条第１項中「その許可に係る取扱品目の部類」を「店舗を設置し，取扱品目」に改め，「，当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き」を削り，同条第３項を次のように改める。

3　市長は，第１項の申請書の提出があった場合において，健全な取引を確保するため必要があると認めるときは，第７５条に規定する審議会に意見を聴き，卸売業者に対し，指導又は助言をすることができる。

第４１条の見出し中「等」を削り，同条第１項中「若しくは売買参加者」を「，売買参加者その他の買受人」に改め，同条第２項を削る。

第４２条の見出し中「卸売」を「せり売等」に改め，同条第１項中「おける卸売の業務について」を「おいて，せり売又は入札の方法による卸売を行うとき」に，「の者に対して」を「の者に」に改め，同項ただし書及び各号を削り，同条第２項から第５項までを削る。

第４３条から第４６条までを次のように改める。

（仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告等）

第４３条　卸売業者は，市場における卸売の業務について，仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは，規則で定めるところにより，市長に報告しなければならない。

２　市長は，前項の卸売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し，又はそのおそれがあると認めるときは，第７５条に規定する審議会に意見を聴き，卸売業者に対し，指導又は助言をすることができる。

（市場外にある物品の卸売等）

第４４条　卸売業者は，市場における卸売の業務について，市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは，規則で定めるところにより，市長に報告しなければならない。

２　市長は，前項の卸売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し，又はそのおそれがあると認めるときは，第７５条に規定する審議会に意見を聴き，卸売業者に対し，指導又は助言をすることができる。

３　卸売業者は，市場外の場所に取扱品目に属する物品を搬入して卸売をするときは，その保管場所について，規則で定めるところにより，市長の指定を受けなければならない。

第４５条及び第４６条　削除

第４７条第１項中「は，受託物品（第４３条第１項第３号の規定により卸売をする物品のうち，市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。）」を「又は卸売業者から物品の検収の委託を受けた者は，受託物品」に改め，「当たっては，」の次に「受託物品の種類，数量，等級，鮮度，品質等について」を加え，「受託物品の種類，数量，等級，品質等について」及び「，規則で定めるところにより」を削り，同条第２項を削り，同条第３項中「第１項ただし書」を「前項ただし書」に，「前２項」を「同項」に改め，同項を同条第２項とする。

第４８条の見出し中「規制」の次に「等」を加え，同条第１項中「は，市場の取扱品目の部類」を「，取扱品目」に改め，同条第２項から第６項までを次のように改める。

２　仲卸業者は，市場内において，取扱品目に属する物品について，市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは，規則で定めるところにより，市長に報告しなければならない。

３　市長は，前項の販売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し，又はそのおそれがあると認めるときは，第７５条に規定する審議会に意見を聴き，仲卸業者に対し，指導又は助

言をすることができる。
4　仲卸業者は，本市の区域内において，店舗を設置し，取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは，規則で定めるところにより，承認申請書をあらかじめ市長に提出してその承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも，同様とする。
5　市長は，前項の申請書の提出があった場合において，当該申請書に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは，これを承認してはならない。
6　市長は，第４項の申請書の提出があった場合において，健全な取引を確保するため必要があると認めるときは，第７５条に規定する審議会に意見を聴き，仲卸業者に対し，指導又は助言をすることができる。

第４８条第７項から第９項までを削る。

第４９条第１項中「せり売又は入札の方法による卸売の場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，市長」を「市長は，市場における取引参加者間の売買に不正又は不当な行為があると認めるとき」に改め，同項各号及び同条第２項を削る。

第５０条の見出し中「物品」の次に「等」を加え，同条第１項中「物品」の次に「又は客観的事情に照らして安全性が十分に確保されておらず，人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）」を加え，同条第２項及び第３項中「物品」の次に「等」を加える。

第５１条から第５３条までを次のように改める。

（卸売業者による売買取引条件の公表等）
第５１条　卸売業者は，規則で定めるところにより，その取扱品目その他売買取引の条件を公表しなければならない。
2　卸売業者は，市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは，速やかに市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも，同様とする。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）
第５２条　卸売業者は，規則で定めるところにより，卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を公表しなければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告）

第５３条　卸売業者は，規則で定めるところにより，卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を市長に報告しなければならない。

第５３条の次に次の１条を加える。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第５３条の２　市長は，卸売業者から前条の規定による報告を受けたときは，規則で定めるところにより，速やかに卸売の数量及び価格その他の規則で定める事項を公表するものとする。

第５４条の見出し中「及び引取り」を削り，同条第１項中「を買い受けた仲卸業者又は売買参加者（以下「買受人」という。）」を「の買受人」に改め，同条第２項から第４項までを削る。

第５５条及び第５６条を次のように改める。

（決済の方法）

第５５条　市場において取引参加者が売買取引を行う場合の決済は，規則で定める方法によるものとする。

（仕切り等）

第５６条　卸売業者は，受託物品の卸売をしたときは，当該物品の単価（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格をいう。），卸売数量その他取引に関する事項を記載した書類を正確に作成し，委託者に対して送付しなければならない。

第５７条の見出し中「等」を削り，同条第１項中「（卸売価格に料率を乗じて得た額をいう。）」を削り，同条第２項を削る。

第５８条を次のように改める。

（卸売代金の変更の禁止）

第５８条　卸売業者は，卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし，規則で定めるところにより，市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは，この限りでない。

２　前項ただし書の場合において，卸売業者は，検査の結果を証する書面を必要とするときは，市長にその交付を請求することができる。

第６０条及び第６１条を次のように改める。

第６０条及び第６１条　削除

第６２条第１項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に改める。

第６３条第１項中「として，次に掲げる事項を」を「について，」に改め，同項各号を削り，同条第２項中「前項の」の次に「規定により」を加える。

第６４条第１項中「が，」を「が使用する」に，「を使用しようとする場合は，規則で定めるところにより，市長に指定申請書を提出し，その位置」を「の位置」に，「の指定を受けなければならない」を「は，市長が指定する」に改め，同条第２項後段を削り，同条第３項中「指定又は前項の」を「規定による指定又は第２項の規定による」に改め，同項を同条第５項とし，同項の前に次の２項を加える。

３　第１項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請書を提出しなければならない。

４　市長は，第１項の規定による指定又は第２項の規定による許可を受けようとする者（当該者が法人である場合においては，その業務を執行する役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは，当該指定又は当該許可をしないものとする。

(1)　暴力団員等

(2)　暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用している者

(3)　その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められる者

第６４条の次に次の１条を加える。

（保証金の預託等）

第６４条の２　前条第２項の規定による許可を受けた者は，当該許可を受けた日から起算して１月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

２　前項の保証金の額は，第７０条第１項に規定する市場使用料の月額の５倍の額以下において規則で定める。

３　第９条第２項及び第３項，第１０条，第１１条第１項並びに第１２条の規定は，第１項の保証金について準用する。

第６５条第１項中「前条第１項の」を「第６３条第１項の規定による」に，「の許可」を「の規定による許可」に，「全部又は」を「用途を変更し，又は当該市場施設の全部若しくは」に，「，又は」を「，若しくは」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，特別の理由により市長の許可を受けたときは，この限りでない。

第６５条第２項を削る。

第６６条第２項を削り，同条第３項中「第１項ただし書」を「前項ただし書」に改め，

同項を同条第２項とする。

第６８条第２項中「前項に規定する指定若しくは許可の取消し又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置をすることにより，使用者に損害が生じても，その責めを負わない」を「使用者が第６４条第４項に規定する場合に該当することとなったときは，同条第１項の規定による指定又は同条第２項の規定による許可を取り消す」に改める。

第７０条第１項中「別表第２」を「別表」に改め，「別に」を削り，同条第２項中「水道」の次に「，下水道」を加え，「は，すべて」を「で使用者の使用により生じたものについては，」に改め，同条第３項中「第６５条第２項ただし書」を「第６５条ただし書」に改め，同条第５項を削り，同条第６項中「別に」を削り，同項を同条第５項とする。

第７１条第３号中「使用者が国又は公共団体であるとき」を削る。

第６章中第７２条の前に次の１条を加える。

（指導，助言等）

第７１条の２　市長は，取引参加者又は関連事業者に対し，この条例及びこの条例に基づく規則を遵守させ，市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導，助言その他必要な措置を講じることができる。

２　市長は，市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは，使用者に対し，市場施設の使用に関し必要な指導，助言その他必要な措置を講じることができる。

第７２条第１項中「，卸売業者，仲卸業者若しくは」を「，取引参加者又は」に，「に卸売業者，仲卸業者」を「若しくは市長が指定する者に取引参加者」に改め，同条第２項を次のように改める。

２　市長は，市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは，使用者に対し，指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し，報告若しくは資料の提出を求め，又はその職員若しくは市長が指定する者に，使用者の市場施設に立ち入り，その使用状況を検査させることができる。

第７２条第３項中「第１項」を「前２項」に改める。

第７３条第２項を削り，同条第１項中「卸売の」を削り，「に対し，当該卸売業者の」を「，仲卸業者又は関連事業者に対し，その」に改め，同項を同条第２項とし，同条に第１項として次の１項を加える。

　市長は，卸売業者又は仲卸業者の財産の状況が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合において，市場におけるその業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要

があると認めるときは，財産に関する改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか，市場におけるその業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として規則で定めるとき。

第７３条第３項を削る。

第７４条第１項中「処し」の次に「，第７条の２第１項の許可を取り消し」を加え，同条第４項中「１万円」を「５万円」に改め，同条第５項を次のように改める。

５　市長は，取引参加者（卸売業者，仲卸業者及び売買参加者を除く。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には，当該行為の中止，変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ，５万円以下の過料に処し，又は６月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

第７４条第７項を削り，同条第６項中「卸売業者，仲卸業者，売買参加者又は関連事業者」を「取引参加者，関連事業者又は使用者」に，「第１項から第４項まで」を「前各項」に改め，同項を同条第７項とし，同項の前に次の１項を加える。

６　市長は，使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には，当該行為の中止，変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ，５万円以下の過料に処し，第６４条第１項の規定による指定若しくは同条第２項の規定による許可を取り消し，又は６月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

「第７章　市場取引委員会」を「第７章　市場運営審議会」に改める。

第７５条の見出し中「市場取引委員会」を「審議会」に改め，同条中「愛媛県卸売市場条例第１９条の２第１項の規定に基づき，」を削り，「売買取引」を「業務の運営等」に，「させるため，松山市公設花き地方卸売市場取引委員会（以下「委員会」を「するため，松山市公設花き地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」に改める。

第７６条を次のように改める。

（審議会の任務）

第７６条　審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 市場業務の運営に関すること。

(2) 市場における売買取引に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

第７７条第１項中「委員会」を「審議会」に改め，同条第２項中「委員は，」の次に「学識経験のある者及び」を加え，「及び学識経験のある者」を削り，同条第３項ただし書中「再任を妨げない」を「再任されることができる」に改める。

第７８条中「委員会」を「審議会」に改める。

第８章中第７９条の前に次の１条を加える。

（卸売業務の代行）

第７８条の２　市長は，卸売業者が許可の取消しその他の処分を受け，又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には，当該卸売業者に対し販売の委託があり，又は販売の委託の申込みがあった物品について他の卸売業者又は市長が指定する業者等（次項及び第３項において「他の卸売業者等」という。）にその卸売の業務を行わせることができる。

２　市長は，他の卸売業者等がいないとき，又は他の卸売業者等に卸売の業務を行わせることが不適当と認めるときは，自らその卸売の業務を行うことができる。

３　前２項の規定は，市場に出荷された物品について委託の引受けをする他の卸売業者等がいない場合又は不明な場合について準用する。

第８２条を次のように改める。

第８２条　削除

別表第１を削る。

別表第２中「条例」を削り，「により許可又は承認を受けて販売した」を「による報告に係る買い入れて販売した物品の」に改め，同表を別表とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和２年６月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６２号）第１条の規定による改正前の卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第５８条第１項の許可を受けて松山市公設花き地方卸売市場において卸売

の業務を行っている者は，この条例による改正後の松山市公設花き地方卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第７条の２第１項の許可を受けた者とみなす。

3　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松山市公設花き地方卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）第１３条第１項の登録を受けている者は，改正後の条例第１３条第１項の規定による届出がされた者とみなす。

4　この条例の施行の際現に改正後の条例第３条第５号に規定する買出人として業務を行っている者は，改正後の条例第２９条の２第１項の規定による届出をした者とみなす。

5　この条例の施行の際現に改正前の条例第７７条第２項の規定により松山市公設花き地方卸売市場取引委員会の委員を委嘱されている者は，改正後の条例第７７条第２項の規定により松山市公設花き地方卸売市場運営審議会の委員を委嘱されたものとみなす。この場合において，その委嘱されたものとみなされる者の任期は，同条第３項の規定にかかわらず，この条例の施行の日における改正前の条例第７７条第３項の松山市公設花き地方卸売市場取引委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（提案理由）

卸売市場法の改正に伴い，公設花き地方卸売市場での業務について規定の整備を図るため，本案を提出する。

議案第４６号

令和２年２月１９日提出

松山市長　野　志　克　仁

松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正について

松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

松山市公設水産地方卸売市場業務条例（平成２３年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５条」を「第５条の２」に，「第１７条」を「第１６条」に，「第１８条―第２５条」を「第１７条―第２５条の２」に改め，「売買参加者」の次に「及び買出人」を加え，「第２８条」を「第２８条の２」に，「第７１条」を「第７０条の２」に，「市場取引委員会」を「市場運営審議会」に改める。

第１条中「及び愛媛県卸売市場条例（昭和４７年愛媛県条例第２５号）」を削り，「生鮮水産物等」を「生鮮食料品等」に改める。

第２条の見出し中「，位置及び面積」を「及び位置」に改め，同条第１項及び第２項を次のように改める。

市場の名称及び位置は，次のとおりとする。

名　称	位　置
松山市公設水産地方卸売市場	松山市三津ふ頭１番地２

２　前項の市場に属する施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名　称	位　置
松山市公設水産地方卸売市場荷受所	松山市三津一丁目７番３５号

第３条各号を次のように改める。

(1)　卸売業者　第７条の２第１項の許可を受けて，市場に出荷される生鮮食料品等について，その出荷者から卸売のための販売の委託を受け，又は買い受けて，市場において卸売をする業務を行う者をいう。

(2)　仲卸業者　第１９条第１項の許可を受けて，市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務を行う者をいう。

(3) 売買参加者　第２６条第１項の承認を受けて，市場において卸売業者からの卸売又は仲卸業者からの販売を受ける者をいう。

(4) 関連事業者　第２９条第１項の規定による許可を受けて，市場内の施設において業務を営む者をいう。

(5) 買出人　市場において仲卸業者から販売を受ける者（売買参加者を除く。）をいう。

第３条の次に次の１条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

第３条の２　市長は，市場の業務の運営に関し，卸売業者，仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し，不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第４条中「生鮮水産物並びにその加工品及び調理冷凍加工品」を「規則で定めるもの」に改める。

第５条の見出し中「及び時間」を削り，同条第１項中「次に掲げる日（次項及び第３項において「休日」という。）」を「規則で定める日」に改め，同項各号及び同条第２項から第５項までを削り，第１章中同条の次に次の１条を加える。

（開場の時間）

第５条の２　市場の開場時間は，規則で定める。

２　卸売業者の行う卸売のためのせり販売開始時刻は，前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

第６条中「その許可に係る業務を執行するに当たっては，公共性を自覚し，流通経費の節減及び経営管理の合理化に努めるとともに，その財務の健全性を確保しなければ」を「市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し，生鮮食料品等の公正な集荷及び流通の合理化を図り，公正かつ明朗な取引を推進しなければ」に改め，同条に次の１項を加える。

２　卸売業者は，市民に対する生鮮食料品等の安定的な供給に資するため，市場に集荷し，仲卸業者及び売買参加者へ卸売を行うことを基本とし，市場の秩序に配慮した取引に努めるものとする。

第７条中「２とする」を「規則で定める」に改め，同条の次に次の５条を加える。

（卸売業務の許可）

第７条の２　市場の卸売場を使用して卸売の業務を行おうとする者は，市長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，許可申請書を市長に提出しなければならない。

3　市長は，第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が，第７条の５又は第７３条第１項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

ウ　第７３条第１項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で，その処分の日から起算して３年を経過しないもの

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(8) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第７条の３　卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において，譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは，譲受人は，卸売業者の地位を承継する。

２　卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において，当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは，合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は，卸売業者の地位を承継する。

３　前２項の認可を受けようとする者は，市長が別に定めるところにより，申請書を市長に提出しなければならない。

４　前条第３項の規定は，第１項又は第２項の認可について準用する。この場合において，同条第３項中「第１項の許可の申請」とあるのは「第７条の３第１項又は第２項の認可の申請」と，「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

５　第１項又は第２項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については，譲渡人又は合併前の法人若しくは分割前の法人が第６３条第１項の規定により使用指定を受けていた施設について引き続き使用を指定されたものと解してはならない。

（名称変更等の届出）

第７条の４　卸売業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

(1)　卸売の業務を開始し，休止し，再開し，又は廃止したとき。

(2)　名称又は住所を変更したとき。

(3)　資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

２　卸売業者が解散したときは，当該卸売業者の清算人は，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業者の許可の取消し）

第７条の５　市長は，卸売業者が第７条の２第３項第２号若しくは第５号から第７号まで

のいずれかに規定する者に該当することとなったとき，又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは，同条第１項の許可を取り消すものとする。

２　市長は，卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第７条の２第１項の許可を取り消すことができる。

(1)　正当な理由がなく第７条の２第１項の許可の通知を受けた日から起算して１月以内に第８条第１項の保証金を預託しないとき。

(2)　正当な理由がなく第７条の２第１項の許可の通知を受けた日から起算して１月以内にその業務を開始しないとき。

(3)　正当な理由がなく引き続き１月以上その業務を休止したとき。

(4)　正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

（事業報告書の提出）

第７条の６　卸売業者は，事業年度ごとに，規則で定めるところにより，事業報告書を作成し，毎事業年度経過後９０日以内に，これを市長に提出しなければならない。

２　卸売業者は，前項の事業報告書のうち，出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分について，閲覧の申出があった場合には，正当な理由があるときを除き，これを閲覧させなければならない。

第８条第１項中「愛媛県知事」を「市長」に改める。

第９条第１項中「別に」を削り，同条第２項中「市長の認める」を「次に掲げる」に改め，同項に次の各号を加える。

(1)　国債証券

(2)　地方債証券

(3)　日本銀行が発行する出資証券

(4)　特別の法律により法人が発行する債券

(5)　政府がその債務について保証契約した債権

第９条に次の１項を加える。

３　前項に規定する有価証券の価格は，規則で定める額とする。

第１０条第３項中「前条第２項」を「前条第２項及び第３項」に改める。

第１３条から第１６条までを次のように改める。

（せり人の届出）

第１３条　卸売業者は，市場においてせり売を行うときは，せりを遂行するために必要な経験及び能力を有する当該卸売業者が推薦する者をせり人として，規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

２　卸売業者は，次の各号のいずれかに該当する者については，前項の規定による届出をすることができない。

(1)　破産者で復権を得ないもの

(2)　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

(3)　売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人である者

３　卸売業者は，せり人がせり売の業務を行わなくなったときは，規則で定めるところにより，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

第１４条から第１６条まで　削除

第１７条を削る。

第２章第２節中第１８条の前に次の１条を加える。

（仲卸業者の責務）

第１７条　仲卸業者は，市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し，取扱品目について公正かつ適正な評価及び流通の合理化を図り，公正かつ明朗な取引を推進しなければならない。

２　仲卸業者は，市民に対する生鮮食料品等の安定的な供給に資するため，市場の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし，又は調製して売買参加者及び買出人に販売することを基本とし，市場の秩序に配慮した取引に努めるものとする。

第１８条中「１６とする」を「規則で定める」に改める。

第１９条第３項第１号中「破産者で復権を得ないものである」を「法人でない」に改め，同項第２号中「禁錮以上の刑に処せられた者又は」を削り，同項第３号中「第２２条第１項若しくは第２項」を「第２２条」に改め，同項第５号中「又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人」を削り，同項第６号中「申請者が法人であって，」を削り，「第１号から第３号まで及び前号」を「次」に改め，同号に次のように加える。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，

その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

ウ　市場の売買参加者又は卸売業者若しくは他の仲卸業者の役員若しくは使用人

エ　暴力団員等

第１９条第３項第７号を同項第９号とし，同号の前に次の２号を加える。

(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第２１条第１項中「以内」を「の額以下」に改め，「別に」を削り，同条第２項中「第９条第２項」を「第９条第２項及び第３項」に，「及び」を「並びに」に改める。

第２２条第１項中「第１９条第３項第１号，第２号，第５号若しくは第６号」を「第１９条第３項第２号若しくは第５号から第８号まで」に改め，同条第３項を削る。

第２３条第１項中「たる個人」を削る。

第２４条を次のように改める。

第２４条　削除

第２５条第１項各号を次のように改める。

(1) 仲卸しの業務を開始し，休止し，再開し，又は廃止したとき。

(2) 名称又は住所を変更したとき。

(3) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

第２５条第２項中「死亡し，又は」及び「相続人又は」を削り，第２章第２節中同条の次に次の１条を加える。

（事業報告書の提出）

第２５条の２　仲卸業者は，規則で定めるところにより，毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書をその日から起算して９０日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

「第３節　売買参加者」を「第３節　売買参加者及び買出人」に改める。

第２６条第１項中「売買参加者になろうとする者」を「市場において卸売業者が行う卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）」に改め，同条第３項に次の３号を加える。

(5) 申請者が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第２７条第１項中第３号を削り，第４号を第３号とし，第５号を第４号とする。

第２８条中「若しくは第３号」を「，第３号若しくは第５号から第７号までのいずれか」に改め，第２章第３節中同条の次に次の１条を加える。

（買出人の届出）

第２８条の２　買出人として業務をしようとする者は，市長に届け出なければならない。

２　買出人の届出について必要な事項は，市長が別に定める。

第２９条第１項中「市場内の店舗その他の施設において次に掲げる」を「市場機能の充実を図り，又は出荷者，売買参加者その他市場利用者に便益を供するため，市場内の店舗その他の施設において規則で定める」に改め，同項各号を削り，同条第２項中「関連事業者になろう」を「前項の規定による許可を受けよう」に改める。

第３０条第３号中「第３３条第１項若しくは第２項」を「第３３条」に改め，同条第５号中「第１号，第２号又は第３号」を「次」に改め，同号に次のように加える。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

ウ　第３３条又は第７３条第４項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して３年を経過しない者

エ　暴力団員等

第３０条に次の３号を加える。

(6) 暴力団員等であるとき。

(7) 暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第３２条第１項中「以内」を「の額以下」に改め，「別に」を削り，同条第２項中「第９条第２項」を「第９条第２項及び第３項」に，「及び」を「並びに」に改める。

第３３条の見出し中「許可」を「関連事業者の許可」に改め，同条第１項中「第５号」

の次に「から第８号まで」を加え，同条第３項を削る。

第３４条の見出し中「業務開始」を「名称変更」に改め，同条第１項各号を次のように改める。

(1) 業務を開始し，休止し，再開し，又は廃止したとき。

(2) その許可に係る業務以外の業務を営もうとするとき，又は廃止したとき。

(3) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(4) 商号又は代表者を変更したとき。

第３５条第１項中「に規定する」を「の規則で定める」に改める。

第３７条第１項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ，当該各号に掲げる売買取引」を「せり売若しくは入札又は相対取引（販売価格があらかじめ定められた売買取引を含む。以下同じ。）」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，卸売業者は，市場の役割である価格形成機能及び分配機能が十分に発揮できるよう，物品の特性に応じて取引方法を設定するものとする。

第３７条第１項各号及び同条第２項を削り，同条第３項中「第１項第２号及び第３号に掲げる物品については，次」を「卸売する取扱品目について，次の各号」に，「指示した」を「指示をした」に，「せり売又は入札の方法」を「指示した取引方法」に改め，同項に次の２号を加え，同項を同条第２項とする。

(3) 災害が発生した場合

(4) その他市長が指示することが適当と判断した場合

第３７条第４項及び第５項を削る。

第３８条及び第３９条を次のように改める。

（卸売業者の本市の区域内での販売）

第３８条　卸売業者は，本市の区域内において店舗を設置し，取扱品目に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは，規則で定めるところにより，あらかじめ市長に届け出なければならない。

２　市長は，前項の卸売その他販売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し，又はそのおそれがあると認めるときは，第７４条に規定する審議会に意見を聴き，卸売業者に対し，指導又は助言をすることができる。

第３９条　削除

第４０条第１項中「若しくは売買参加者」を「，売買参加者その他の買受人」に改め，

同条第２項を削り，同条の次に次の１条を加える。

（受託拒否の禁止）

第４０条の２　卸売業者は，取扱品目に属する物品について，市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは，規則で定める正当な理由がなければ，その引受けを拒んではならない。

第４１条の見出し中「卸売」を「せり売等」に改め，同条第１項中「おける卸売の業務について」を「おいて，せり売又は入札の方法による卸売を行うとき」に，「の者に対して」を「の者に」に改め，同項ただし書及び各号を削り，同条第２項から第５項までを削る。

第４２条から第４７条までを次のように改める。

（仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告等）

第４２条　卸売業者は，市場における卸売の業務について，仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは，規則で定めるところにより，市長に報告しなければならない。

２　市長は，前項の卸売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し，又はそのおそれがあると認めるときは，第７４条に規定する審議会に意見を聴き，卸売業者に対し，指導又は助言をすることができる。

（市場外にある物品の卸売等）

第４３条　卸売業者は，市場における卸売の業務について，市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは，規則で定めるところにより，市長に報告しなければならない。

２　市長は，前項の卸売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し，又はそのおそれがあると認めるときは，第７４条に規定する審議会に意見を聴き，卸売業者に対し，指導又は助言をすることができる。

３　卸売業者は，市場外の場所に取扱品目に属する物品を搬入して卸売をするときは，その保管場所について，規則で定めるところにより，市長の指定を受けなければならない。

第４４条から第４７条まで　削除

第４８条第１項中「は，受託物品（第４２条第１項第３号の規定により卸売をする物品のうち，市場外で引渡しをする受託物品（次項において「電子商取引等に係る受託物品」という。）を除く。）」を「又は卸売業者から物品の検収の委託を受けた者は，受託物品」に改め，「当たっては，」の次に「受託物品の種類，数量，等級，鮮度，品質等について」を加え，「受託物品の種類，数量，等級，品質等について」及び「，規則で定めると

ころにより」を削り，同条第２項を削り，同条第３項中「第１項ただし書」を「前項ただし書」に，「前２項」を「同項」に改め，同項を同条第２項とする。

第４９条の見出し中「規制」の次に「等」を加え，同条第１項中「おいては」を「おいて」に改め，同条第２項から第５項までを次のように改める。

２　仲卸業者は，市場内において，取扱品目に属する物品について，市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売するときは，規則で定める割合を超えてはならない。

３　仲卸業者は，前項に規定する販売をしたときは，規則で定めるところにより，市長に報告しなければならない。

４　仲卸業者は，本市の区域内において，店舗を設置し，取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは，規則で定めるところにより，あらかじめ市長に届け出なければならない。

５　市長は，第２項に規定する販売及び前項の販売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し，又はそのおそれがあると認めるときは，第７４条に規定する審議会に意見を聴き，仲卸業者に対し，指導又は助言をすることができる。

第４９条第６項から第９項までを削る。

第５０条第１項中「せり売又は入札の方法による卸売の場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，市長」を「市長は，市場における取引参加者間の売買に不正又は不当な行為があると認めるとき」に改め，同項各号及び同条第２項を削る。

第５１条の見出し中「物品」の次に「等」を加え，同条第１項中「物品」の次に「又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず，人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）」を加え，同条第２項及び第３項中「物品」の次に「等」を加える。

第５２条及び第５３条を次のように改める。

（卸売業者による売買取引条件の公表等）

第５２条　卸売業者は，規則で定めるところにより，その取扱品目その他売買取引の条件を公表しなければならない。

２　卸売業者は，市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは，速やかに市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも，同様とする。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第５３条　卸売業者は，規則で定めるところにより，卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を公表しなければならない。

第５３条の次に次の２条を加える。

（卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告）

第５３条の２　卸売業者は，規則で定めるところにより，卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を市長に報告しなければならない。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第５３条の３　市長は，卸売業者から前条の規定による報告を受けたときは，規則で定めるところにより，速やかに卸売の数量及び価格その他の規則で定める事項を公表するものとする。

第５４条の見出し中「及び引取り」を削り，同条第１項中「を買い受けた仲卸業者又は売買参加者（以下「買受人」という。）」を「の買受人」に改め，同条第２項を削り，同条の次に次の１条を加える。

（決済の方法）

第５４条の２　市場において取引参加者が売買取引を行う場合の決済は，規則で定める方法によるものとする。

第５５条を次のように改める。

（仕切り等）

第５５条　卸売業者は，受託物品の卸売をしたときは，当該物品の単価（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格をいう。），卸売数量その他取引に関する事項を記載した書類を正確に作成し，委託者に対して送付しなければならない。

第５６条の見出し中「等」を削り，同条第１項中「（卸売価格に料率を乗じて得た額をいう。）」を削り，同条第２項を削る。

第５７条から第５９条までを次のように改める。

第５７条から第５９条まで　削除

第６１条第１項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に改める。

第６２条第１項中「として，次に掲げる事項を」を「について，」に改め，同項各号を削る。

第６３条第１項中「関連事業者が」の次に「使用する」を加え，「を使用しようとする場合は，その位置」を「の位置」に，「の指定を受けなければならない」を「は，市長が

指定する」に改め，同条第３項中「指定又は前項の」を「規定による指定又は前項の規定による」に改め，同条第４項中「指定又は第２項の」を「規定による指定又は第２項の規定による」に改め，同項を同条第５項とし，同項の前に次の１項を加える。

４　市長は，第１項の規定による指定又は第２項の規定による許可を受けようとする者（当該者が法人である場合においては，その業務を執行する役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは，当該指定又は当該許可をしないものとする。

(1)　暴力団員等

(2)　暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用している者

(3)　その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められる者

第６３条の次に次の１条を加える。

（保証金の預託等）

第６３条の２　前条第２項の規定による許可を受けた者は，当該許可を受けた日から起算して１月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

２　前項の保証金の額は，第６９条第１項に規定する市場使用料の月額の５倍の額以下において規則で定める。

３　第９条第２項及び第３項，第１０条，第１１条第１項並びに第１２条の規定は，第１項の保証金について準用する。

第６４条第１項中「前条第１項の」を「第６３条第１項の規定による」に，「の許可」を「の規定による許可」に，「指定又は許可を受けた市場施設の全部又は一部を転貸し，又は」を「市場施設の用途を変更し，又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し，若しくは」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，特別の理由により市長の許可を受けたときは，この限りでない。

第６４条第２項を削る。

第６５条第２項を削り，同条第３項中「第１項ただし書」を「前項ただし書」に改め，同項を同条第２項とする。

第６７条第２項中「前項に規定する指定若しくは許可の取消し又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置をすることにより，使用者に損害が生じても，その責めを負わない」を「使用者が第６３条第４項に規定する場合に該当することとなったときは，同条第１項の規定による指定又は同条第２項の規定による許可を取り消す」に改める。

第６９条第１項中「別表第４」を「別表」に改め，「別に」を削り，同条第２項中「水道」の次に「，下水道」を加え，「は，すべて」を「で使用者の使用により生じたものについては，」に改め，同条第３項中「第６４条第２項ただし書」を「第６４条ただし書」に改め，同条第５項を削り，同条第６項中「別に」を削り，同項を同条第５項とする。

第７０条第３号中「使用者が国又は公共団体であるとき」を削る。

第６章中第７１条の前に次の１条を加える。

（指導，助言等）

第７０条の２　市長は，取引参加者又は関連事業者に対し，この条例及びこの条例に基づく規則を遵守させ，市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導，助言その他必要な措置を講じることができる。

２　市長は，市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは，使用者に対し，市場施設の使用に関し必要な指導，助言その他必要な措置を講じることができる。

第７１条第１項中「，卸売業者，仲卸業者若しくは」を「，取引参加者又は」に，「に卸売業者，仲卸業者」を「若しくは市長が指定する者に取引参加者」に改め，同条第２項を次のように改める。

２　市長は，市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは，使用者に対し，指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し，報告若しくは資料の提出を求め，又はその職員若しくは市長が指定する者に，使用者の市場施設に立ち入り，その使用状況を検査させることができる。

第７１条第３項中「第１項」を「前２項」に改める。

第７２条第２項を削り，同条第１項中「卸売の」を削り，「に対し，当該卸売業者の」を「，仲卸業者又は関連事業者に対し，その」に改め，同項を同条第２項とし，同条に第１項として次の１項を加える。

　市長は，卸売業者又は仲卸業者の財産の状況が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合において，市場におけるその業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは，財産に関する改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(1)　流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(2)　資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか，市場におけるその業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として規則で定めるとき。

第７２条第３項を削る。

第７３条第１項中「処し」の次に「，第７条の２第１項の許可を取り消し」を加え，同条第４項中「１万円」を「５万円」に改め，同条第５項を次のように改める。

5　市長は，取引参加者（卸売業者，仲卸業者及び売買参加者を除く。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には，当該行為の中止，変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ，５万円以下の過料に処し，又は６月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

第７３条第７項を削り，同条第６項中「卸売業者，仲卸業者，売買参加者又は関連事業者」を「取引参加者，関連事業者又は使用者」に，「第１項から第４項まで」を「前各項」に改め，同項を同条第７項とし，同項の前に次の１項を加える。

6　市長は，使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には，当該行為の中止，変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ，５万円以下の過料に処し，第６３条第１項の規定による指定若しくは同条第２項の規定による許可を取り消し，又は６月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

「第７章　市場取引委員会」を「第７章　市場運営審議会」に改める。

第７４条の見出し中「市場取引委員会」を「審議会」に改め，同条中「愛媛県卸売市場条例第１９条の２第１項の規定に基づき，」を削り，「売買取引」を「業務の運営等」に，「させるため，松山市公設水産地方卸売市場取引委員会（以下この章において「委員会」」を「するため，松山市公設水産地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」」に改める。

第７５条を次のように改める。

（審議会の任務）

第７５条　審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 市場業務の運営に関すること。

(2) 市場における売買取引に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

第７６条第１項中「委員会」を「審議会」に改め，同条第２項中「委員は，」の次に「学識経験のある者及び」を加え，「及び学識経験のある者」を削り，同条第３項を削り，

同条第４項ただし書中「再任を妨げない」を「再任されることができる」に改め，同項を同条第３項とする。

第７７条を次のように改める。

第７７条　削除

第７８条中「前３条」を「第７５条及び第７６条」に，「委員会」を「審議会」に改める。

第７９条第１項中「他の卸売業者」の次に「又は市長が指定する業者等（次項及び第３項において「他の卸売業者等」という。）」を加え，「ものとする」を「ことができる」に改め，同条第２項中「前項の卸売の業務を行わせる卸売業者」を「他の卸売業者等」に，「他の卸売業者に」を「他の卸売業者等に卸売の業務を」に，「ものとする」を「ことができる」に改め，同条第３項中「卸売業者」を「他の卸売業者等」に改め，「場合」の次に「又は不明な場合」を加える。

第８０条（見出しを含む。）中「生鮮水産物等」を「生鮮食料品等」に改める。

別表第１から別表第３までを削る。

別表第４中「条例第４９条第２項の規定により許可又は承認を受けて販売した」を「第４９条第３項の規定による報告に係る買い入れて販売した物品の」に改め，同表を別表とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和２年６月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６２号）第１条の規定による改正前の卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第５８条第１項の許可を受けて松山市公設水産地方卸売市場で卸売の業務を行っている者は，この条例による改正後の松山市公設水産地方卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第７条の２第１項の許可を受けた者とみなす。

３　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松山市公設水産地方卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）第１３条第１項の登録を受けている者は，改正後の条例第１３条第１項の規定による届出がされた者とみなす。

４　この条例の施行の際現に改正後の条例第３条第５号に規定する買出人として業務を行

っている者は，改正後の条例第２８条の２第１項の規定による届出をした者とみなす。

5　この条例の施行の際現に改正前の条例第７６条第２項の規定により松山市公設水産地方卸売市場取引委員会の委員を委嘱されている者は，改正後の条例第７６条第２項の規定により松山市公設水産地方卸売市場運営審議会の委員を委嘱されたものとみなす。この場合において，その委嘱されたものとみなされる者の任期は，同条第３項の規定にかかわらず，この条例の施行の日における改正前の条例第７６条第４項の松山市公設水産地方卸売市場取引委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（提案理由）

卸売市場法の改正に伴い，公設水産地方卸売市場での業務について規定の整備を図るため，本案を提出する。

議案第４７号

令和２年２月１９日提出

松山市長　野　志　克　仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

１．契約名　　　令和２年度包括外部監査契約

２．契約の目的　　当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

３．契約の始期　　令和２年４月１日

４．契約の金額　　１１，１１２，２００円を上限とする額

５．費用の支払方法　監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。ただし，費用の一部を前金払できるものとする。

６．契約の相手方　　住所　松山市北持田町

氏名　近藤　壮

資格　公認会計士

（提案理由）

地方自治法第２５２条の３６第１項の規定に基づき，包括外部監査契約を締結するため，本案を提出する。

（参　照）

地方自治法（抄）

（包括外部監査契約の締結）

第２５２条の３６　次に掲げる普通地方公共団体の長は，政令で定めるところにより，毎会計年度，当該会計年度に係る包括外部監査契約を，速やかに，一の者と締結しなければならない。この場合においては，あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに，議会の議決を経なければならない。

(2)　政令で定める市

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第１７４条の４９の２６　地方自治法第２５２条の３６第１項第２号に規定する政令で定める市は，指定都市及び中核市とする。

議案第４８号

令和２年２月１９日提出

松山市長　野　志　克　仁

松山市・北条市・中島町合併建設計画の変更について

市町村の合併の特例に関する法律(昭和４０年法律第６号)第５条第７項の規定により，松山市・北条市・中島町合併建設計画を別冊のとおり変更する。

記

松山市・北条市・中島町合併建設計画

別冊のとおり

（提案理由）

松山市・北条市・中島町合併建設計画（平成１７年度～平成３１年度）の期間終了に伴い，計画期間をさらに２年間延長するため，本案を提出する。

（参　照）

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第５条

７　合併市町村は，その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

（地方債の特例等）

第１１条の２　合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち，当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費（次項において「特定経費」という。）については，当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く１０年度に限り，地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第５条各号に規定する経費に該当しないものについても，地方債をもつてその財源とすることができる。

１　合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

2　合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

3　合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第２４１条の規定により設けられる基金の積立て

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（抄）

（地方債の特例）

第２条　平成２３年度において旧合併特例法第１１条の２第１項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については，同項中「１０年度」とあるのは，「２０年度（合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第３項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては，２５年度)」とする。

議案第４９号

令和２年２月１９日提出

松山市長　野　志　克　仁

松山市辺地総合整備計画（平成３０年度～平成３４年度・旧中島町域）の変更について

松山市辺地総合整備計画（平成３０年度～平成３４年度・旧中島町域）を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

松山市辺地総合整備計画（平成３０年度～平成３４年度・旧中島町域）について，財源の一部を変更するため，本案を提出する。

（参　照）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抄）

（総合整備計画の策定等）

第３条　この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は，当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8　前各項の規定は，第５項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

（別　紙）

【変更前】

（単位　千円）

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳 特定財源	財源内訳 一般財源	特定財源のうち辺地対策事業債の予定額
5.産業の振興		431,200	429,200	2,000	384,200
(3) 観光又はレクリエーションに関する施設		431,200	429,200	2,000	384,200
中島Ｂ＆Ｇ海洋センター整備事業	市	30,000	30,000	0	10,000
姫ケ浜荘整備事業	市	401,200	399,200	2,000	374,200
合　計		1,251,857	1,160,668	91,189	795,800

【変更後】

（単位　千円）

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳 特定財源	財源内訳 一般財源	特定財源のうち辺地対策事業債の予定額
5.産業の振興		498,152	487,800	10,352	467,800
(3) 観光又はレクリエーションに関する施設		498,152	487,800	10,352	467,800
中島Ｂ＆Ｇ海洋センター整備事業	市	30,000	30,000	0	10,000
姫ケ浜荘整備事業	市	468,152	457,800	10,352	457,800
合　計		1,318,809	1,219,268	99,541	897,400

議案第５０号

令和２年２月１９日提出

松山市長　野　志　克　仁

松山市姫ケ浜荘に係る指定管理者の指定について

松山市姫ケ浜荘に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

１．施設の名称及び所在地

名　称	所　在　地
松山市姫ケ浜荘	松山市長師６８番地１

２．指定管理者の名称　　松山市長師１２４１番地

特定非営利活動法人　ふれ愛ランド中島

代表理事　中島　和也

３．指定の期間　　令和２年７月１日から令和７年３月３１日まで

（提案理由）

松山市姫ケ浜荘に係る指定管理者の指定について，地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づく議会の議決を求めるため，本案を提出する。

（参　照）

地方自治法（抄）

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第２４４条の２　普通地方公共団体は，法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか，公の施設の設置及びその管理に関する事項は，条例でこれを定めなければならない。

６　普通地方公共団体は，指定管理者の指定をしようとするときは，あらかじめ，当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第５１号

令和２年２月１９日提出

松山市長　野　志　克　仁

市道路線の認定について

１．次の路線を市道に認定する。

図面番号	路　　線　　名	起　　点	終　　点	重要な経過地
1	市道　雄郡　２０４号線	竹原三丁目	竹原三丁目	
2	市道　雄郡　２０５号線	土居田町	土居田町	
3	市道　清水　１６４号線	姫原三丁目	姫原三丁目	
4	市道　桑原　２７６号線	畑寺町	畑寺町	
5	市道　桑原　２７７号線	東野三丁目	東野三丁目	
6	市道　道後　１９９号線	石手五丁目	石手五丁目	
7	市道　味生　２８９号線	北斎院町	北斎院町	
8	市道　味生　２９０号線	北斎院町	北斎院町	
9	市道　味生　２９１号線	北斎院町	北斎院町	
１０	市道　味生　２９２号線	別府町	別府町	
１１	市道　味生　２９３号線	山西町	山西町	
１２	市道　味生　２９４号線	清住二丁目	清住二丁目	
１３	市道　生石　２９３号線	富久町	富久町	
１４	市道　垣生　２００号線	西垣生町	西垣生町	
１５	市道　垣生　２０１号線	東垣生町	東垣生町	
１６	市道　垣生　２０２号線	東垣生町	東垣生町	

図面番号	路　線　名	起　点	終　点	重要な経過地
１７	市道　宮前　１７６号線	内浜町	内浜町	
１８	市道　宮前　１７７号線	古三津一丁目	古三津一丁目	
１９	市道　久枝　２７９号線	久万ノ台	久万ノ台	
２０	市道　久枝　２８０号線	東長戸三丁目	東長戸三丁目	
２１	市道　久枝　２８１号線	東長戸三丁目	東長戸三丁目	
２２	市道　堀江　２４９号線	堀江町	堀江町	
２３	市道　余土　２４５号線	余戸東三丁目	余戸東三丁目	
２４	市道　余土　２４６号線	市坪南二丁目	市坪南二丁目	
２５	市道　久米　２５０号線	福音寺町	福音寺町	
２６	市道　石井　５２４号線	土居町	土居町	
２７	市道　石井　５２５号線	今在家一丁目	今在家一丁目	
２８	市道　河野　　２８号線	河野中須賀	河野中須賀	
２９	市道　久米　２５１号線	北久米町	北久米町	

（提案理由）

図面番号第１～２８号は都市計画法第２９条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で，同法第３９条の規定に伴い，第２９号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき，市道に認定するため，道路法第８条の規定により，本案を提出する。

（参　照）

都市計画法（抄）

（開発行為の許可）

第２９条　都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は，あらかじめ，国土交通省令で定めるところにより，都道府県知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市又は同法第２５２条の２２第１項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては，当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし，次に掲げる開発行為については，この限りでない。

（開発行為等により設置された公共施設の管理）

第３９条　開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは，その公共施設は，第３６条第３項の公告の日の翌日において，その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし，他の法律に基づく管理者が別にあるとき，又は第３２条第２項の協議により管理者について別段の定めをしたときは，それらの者の管理に属するものとする。

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第８条　第３条第４号の市町村道とは，市町村の区域内に存する道路で，市町村長がその路線を認定したものをいう。

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては，あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

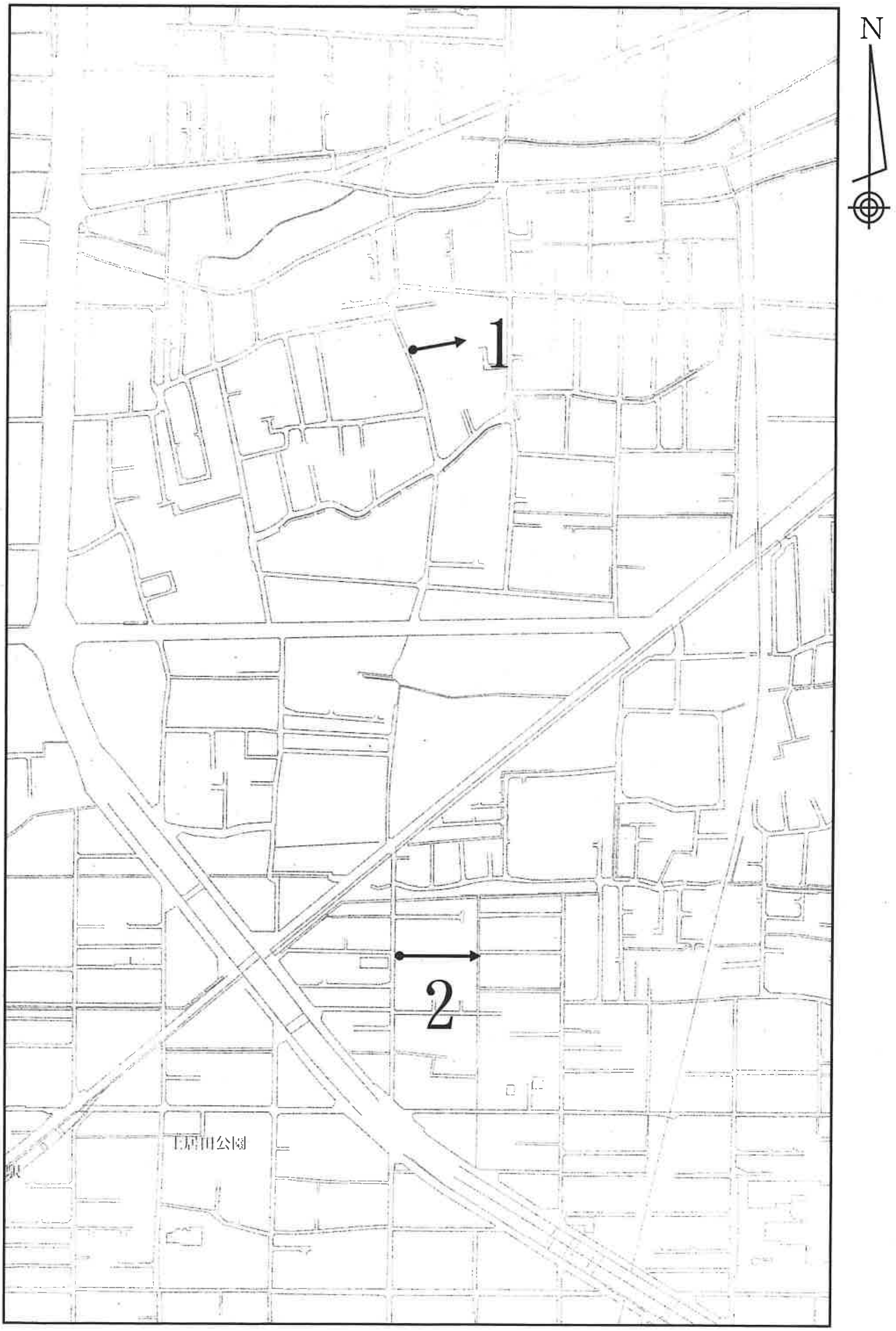
N
1
2
上戸田公園

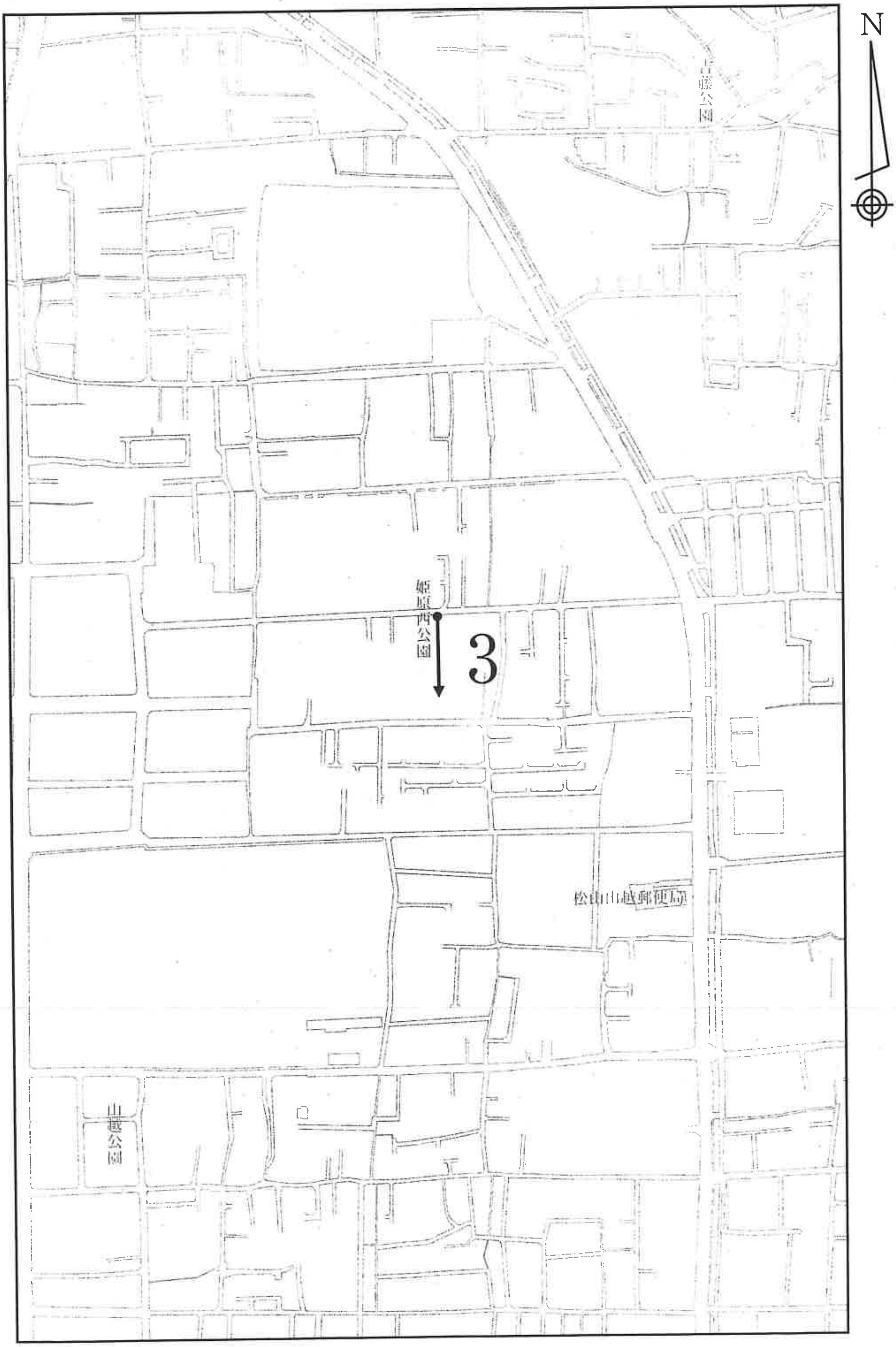
N
吉藤公園
姫原西公園
3
松山山越郵便局
山越公園

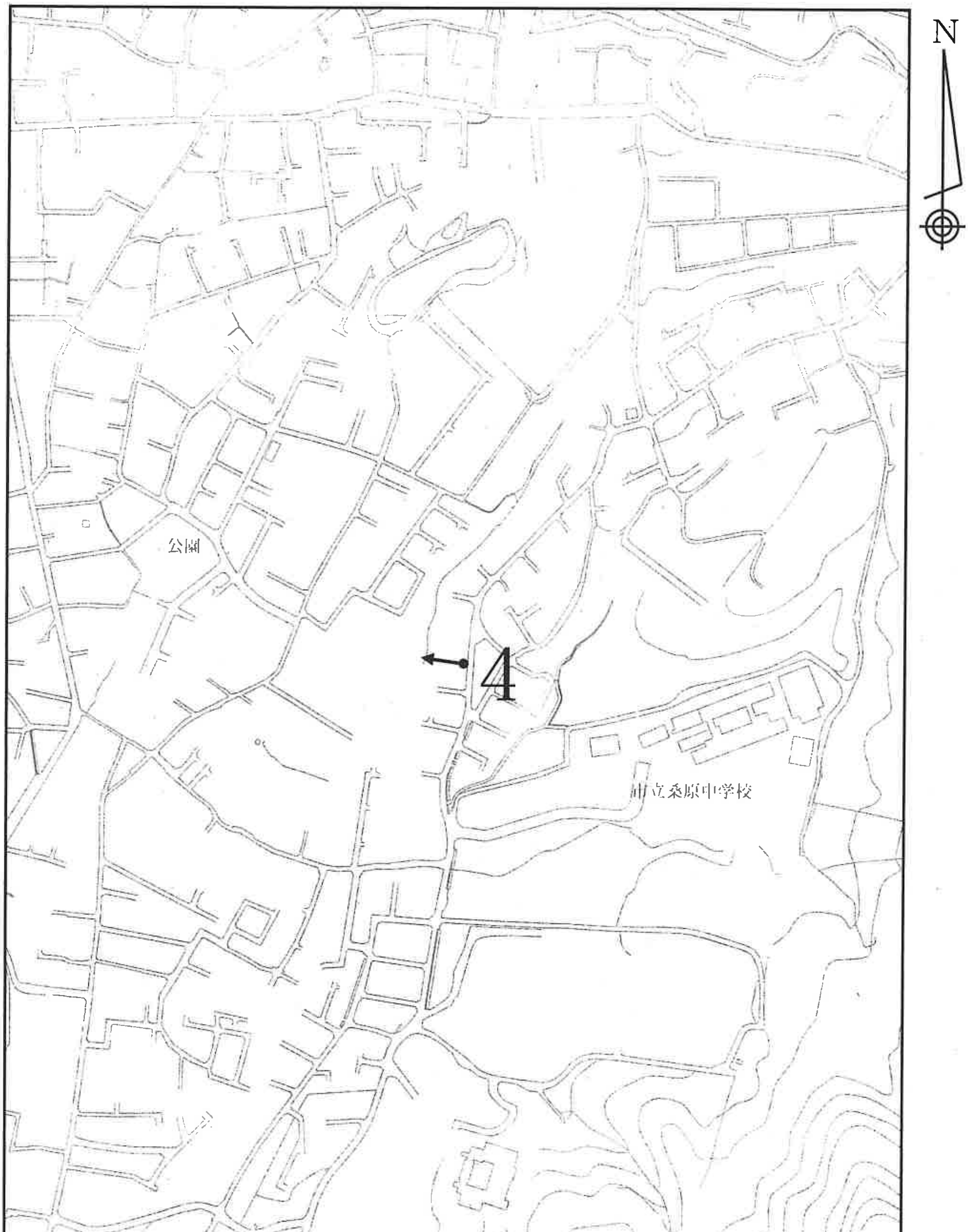
N
公園
4
市立桑原中学校

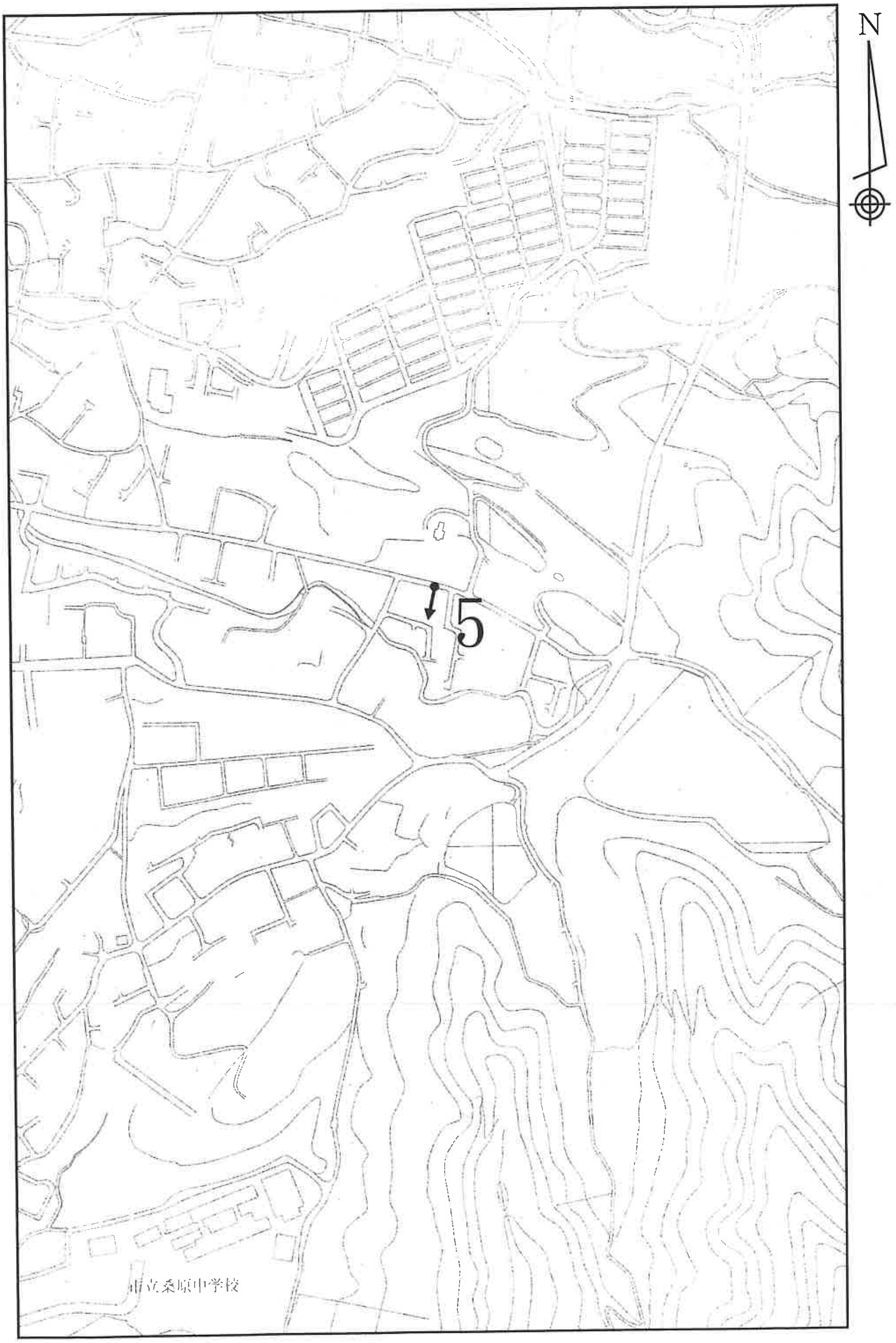
N
5
市立桑原中学校

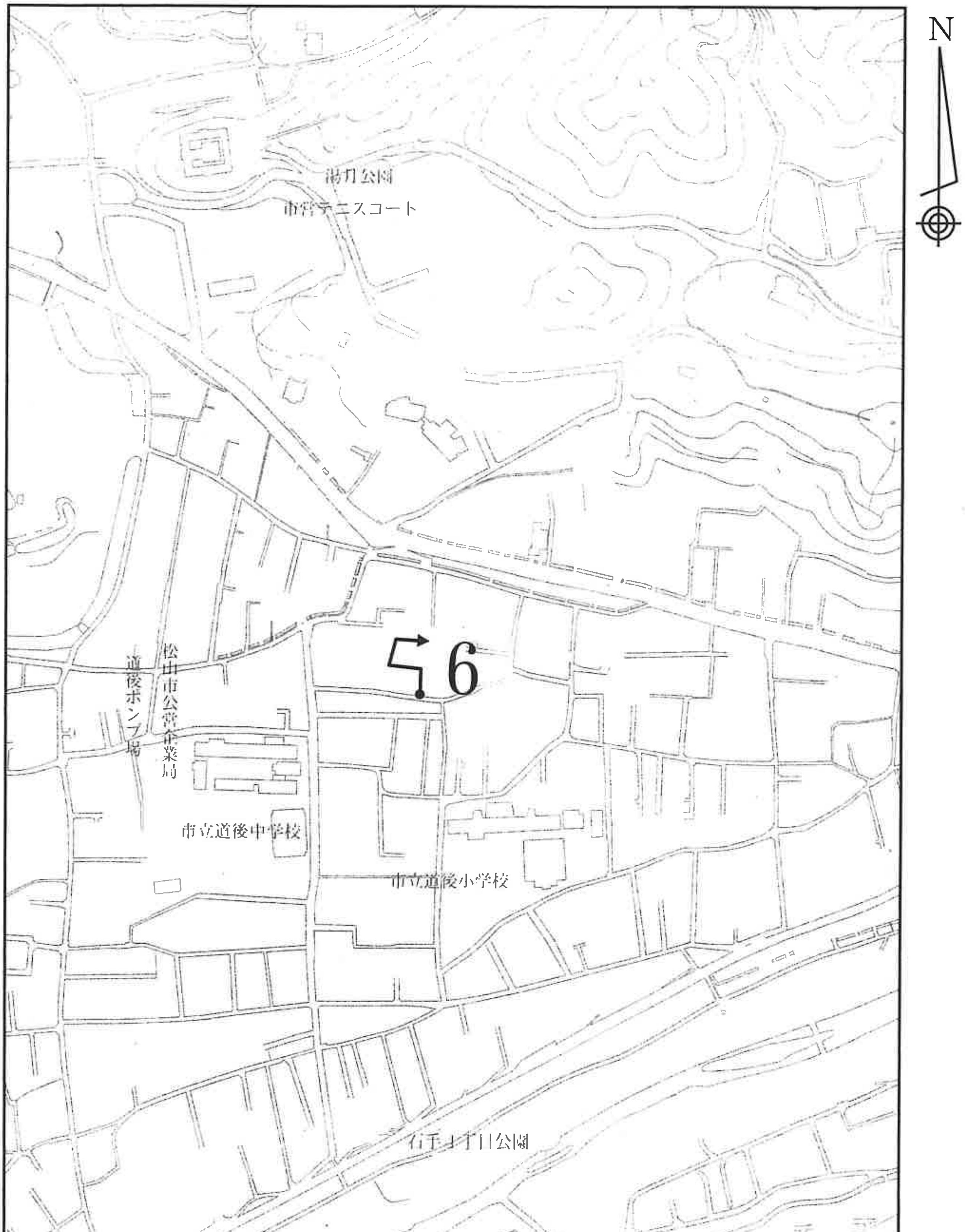
N
湯月公園
市営テニスコート
6
道後ポンプ場
松山市公営企業局
市立道後中学校
市立道後小学校
石手1丁目公園

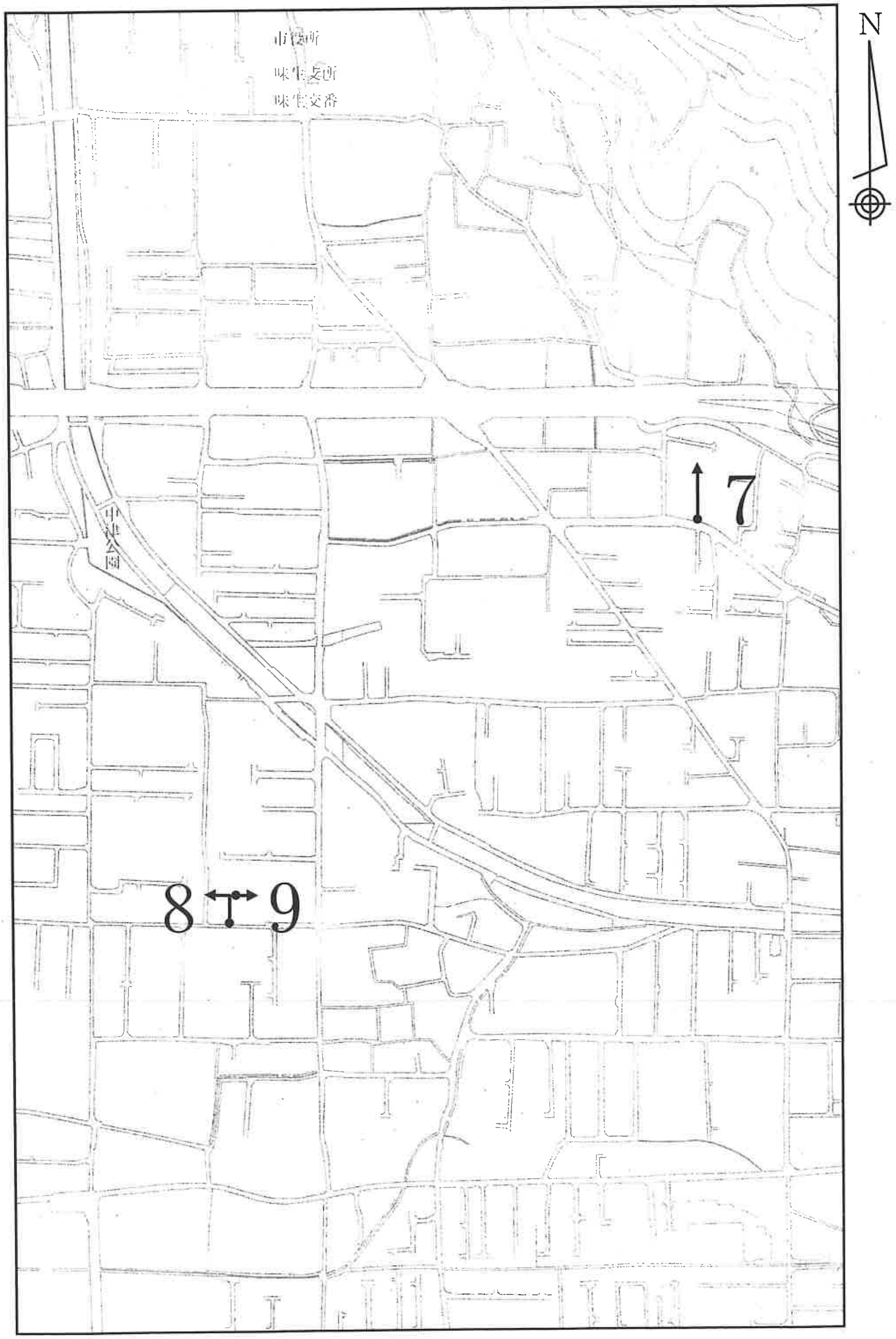
市役所
味生支所
味生交番
中津公園
7
8
9
N

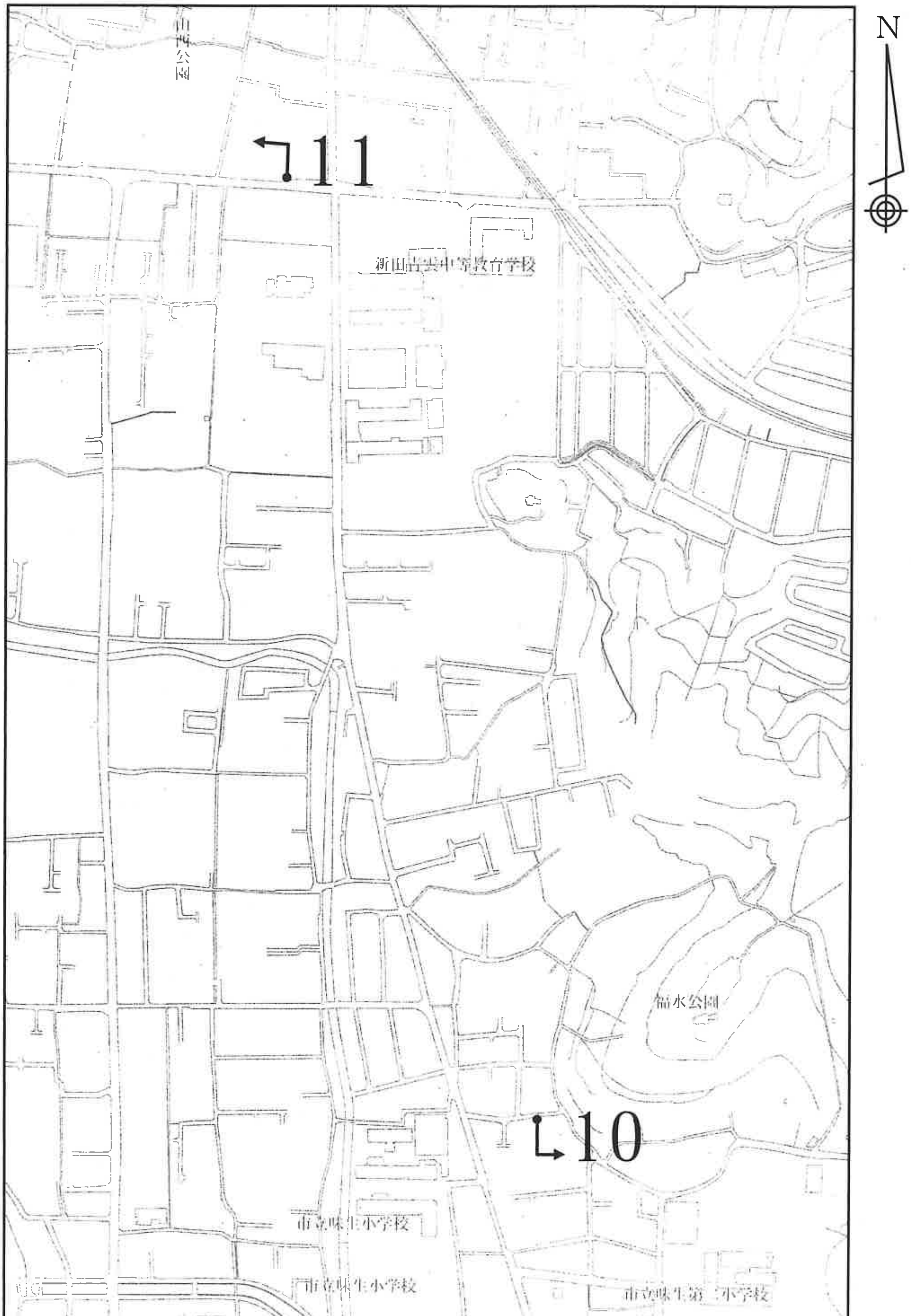
N
11
10
福水公園
市立味生小学校
市立味生小学校

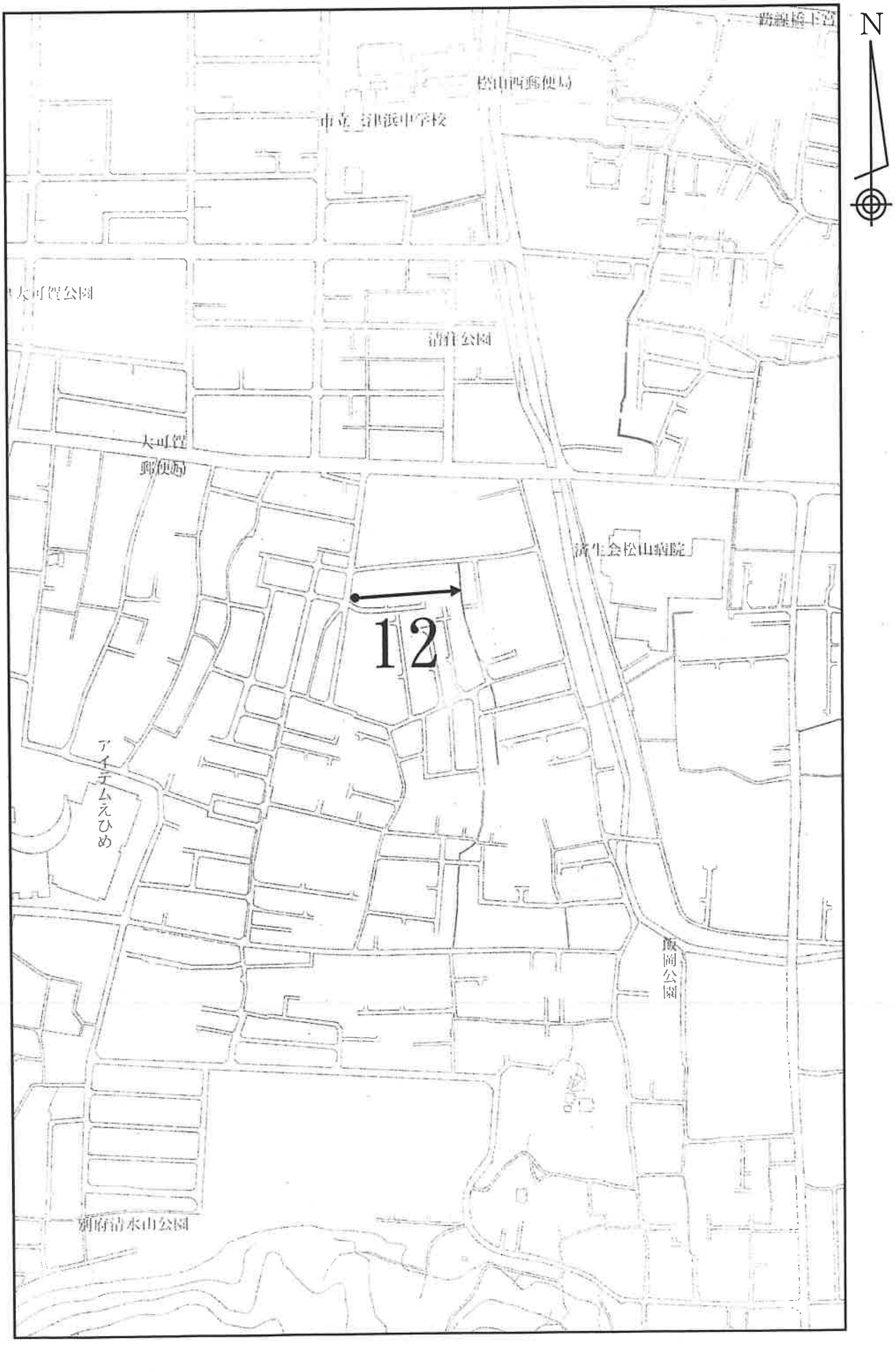
N
松山西郵便局
大可賀公園
清住公園
大可賀
郵便局
済生会松山病院
12
アイテムえひめ
別府清水山公園

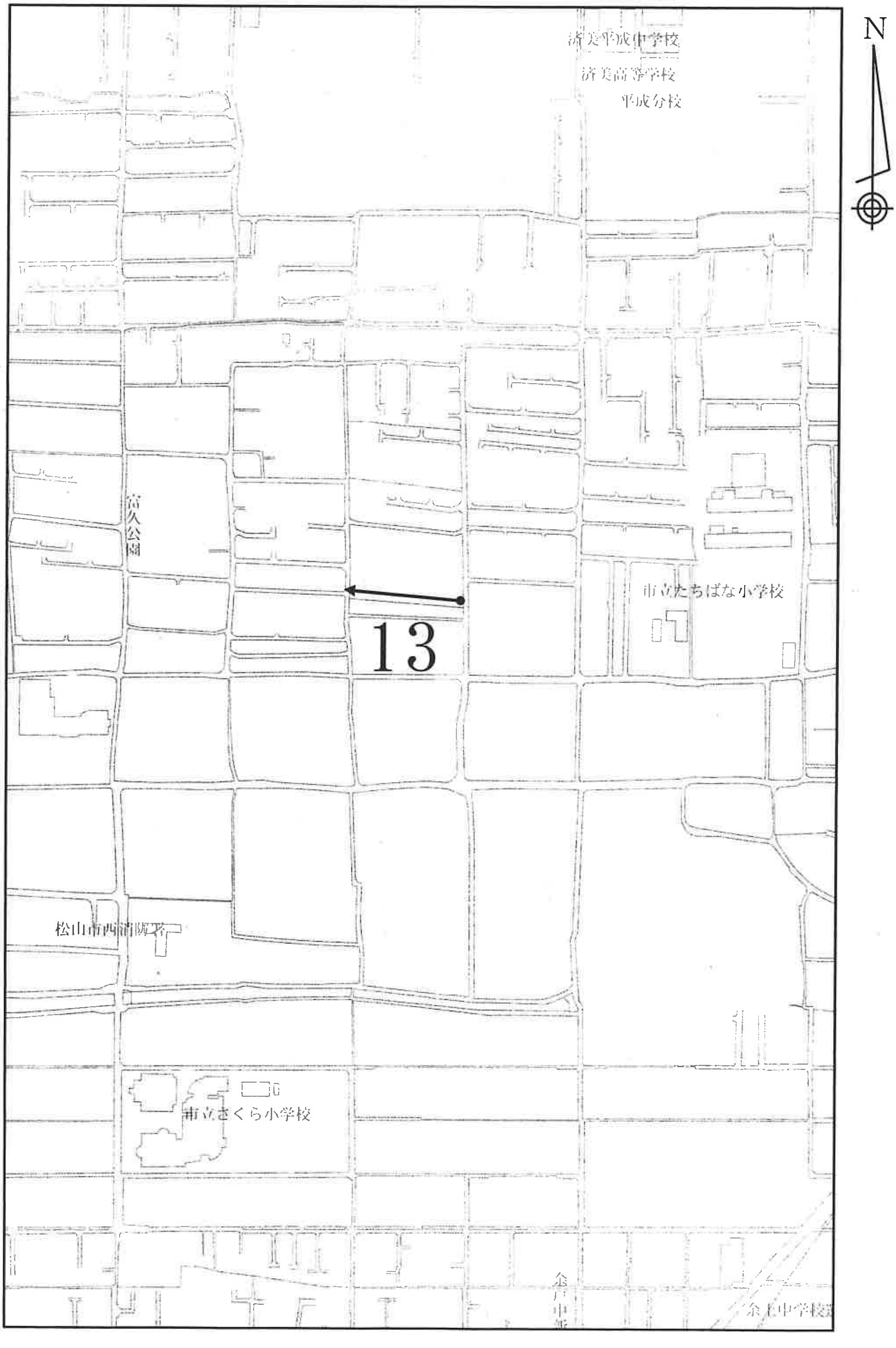
N
済美平成中学校
済美高等学校
平成分校
宮久公園
市立たちばな小学校
13
市立さくら小学校

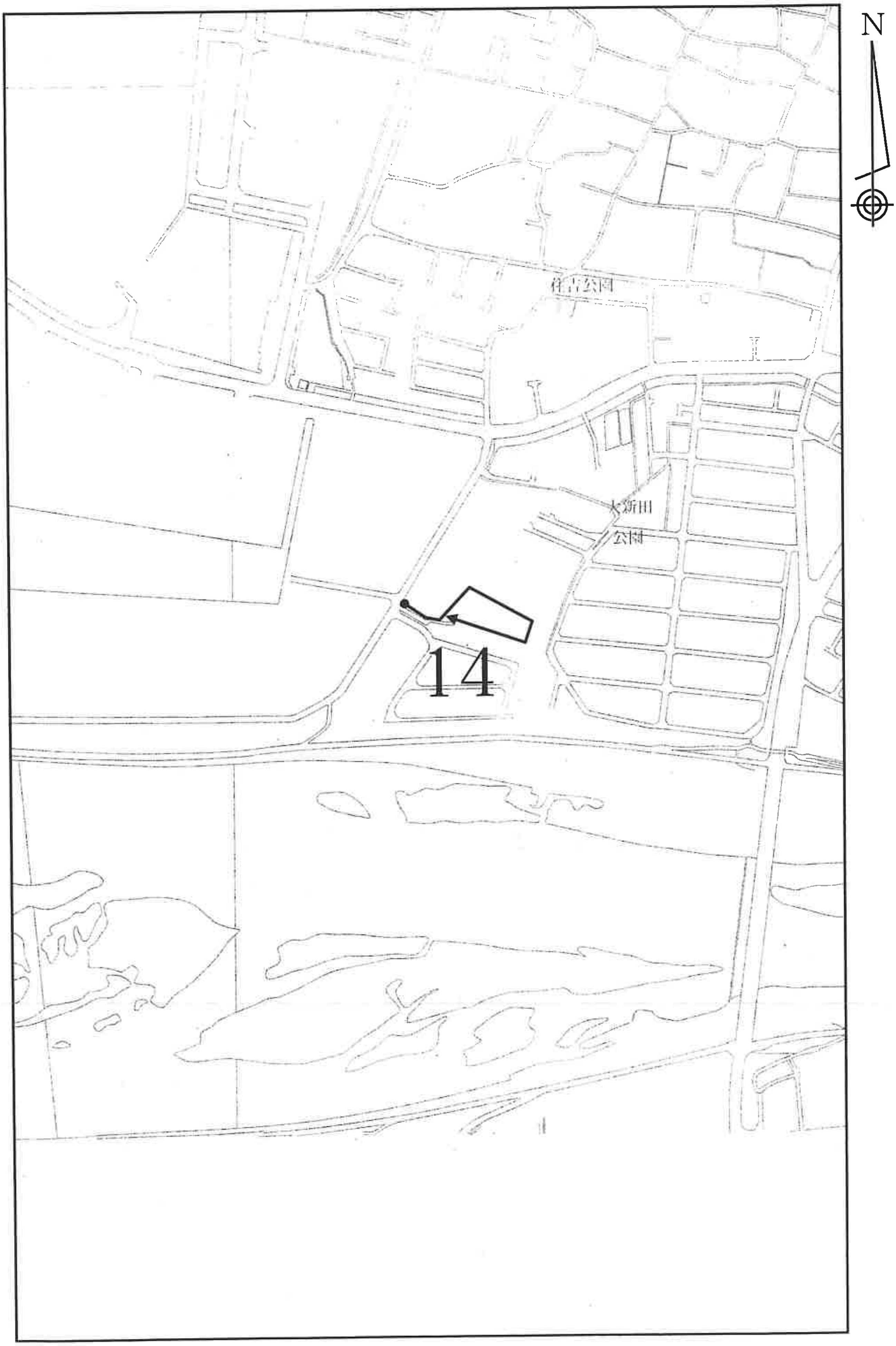
N
住吉公園
大新田
公園
14

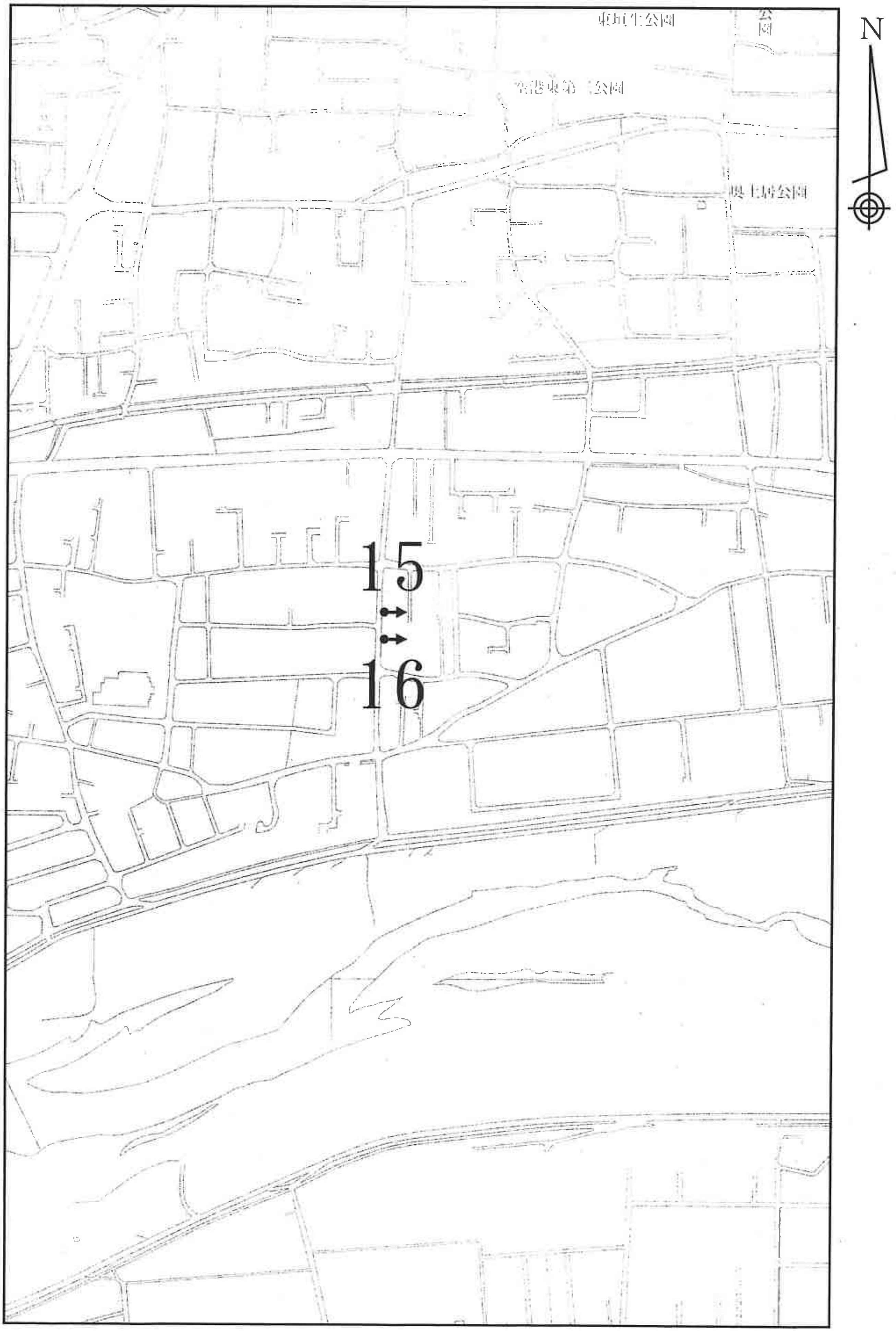
東垣生公園
N
15
16

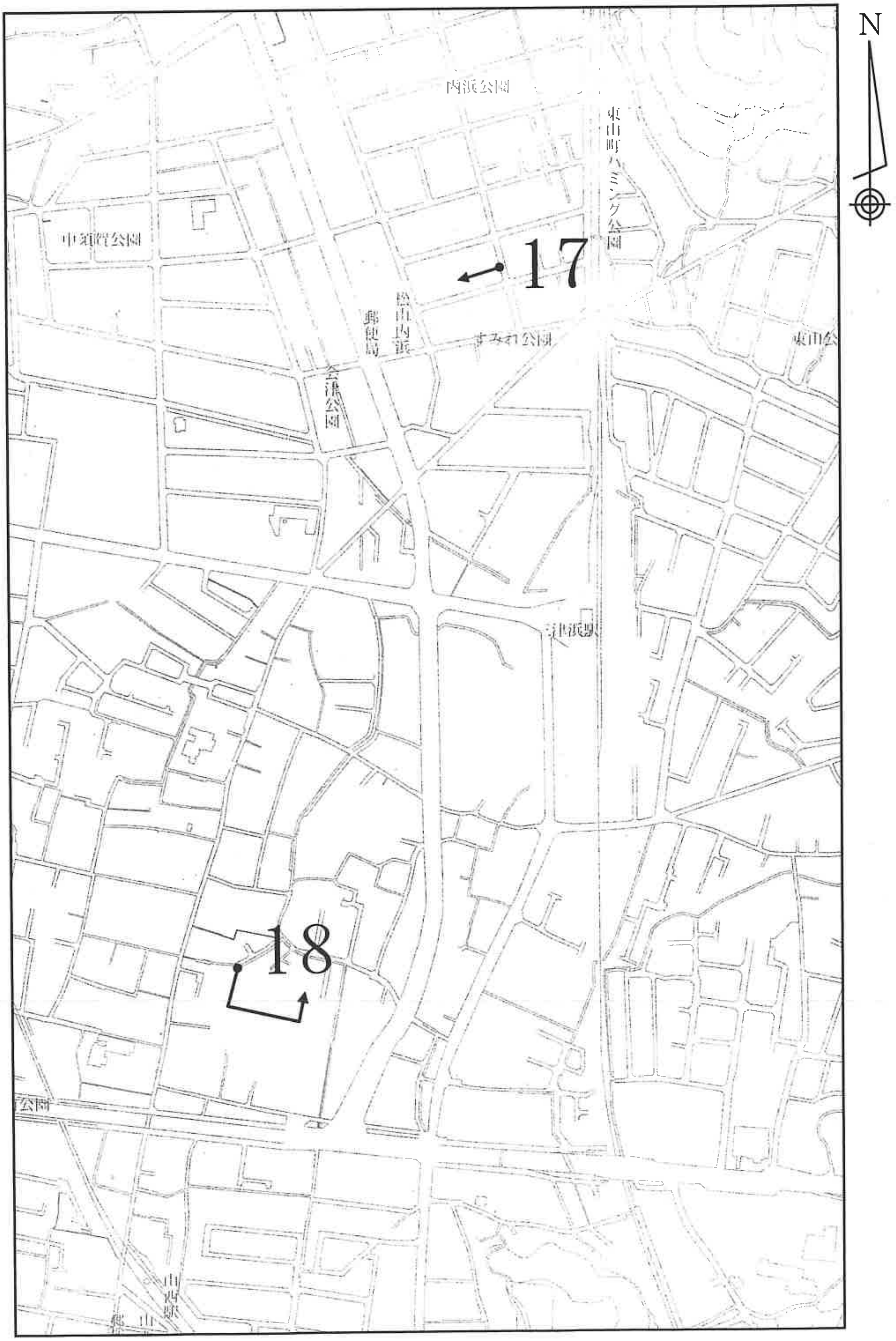
N
内浜公園
東山町ハミング公園
中須賀公園
17
松山内浜郵便局
すみれ公園
会津公園
三津浜駅
18

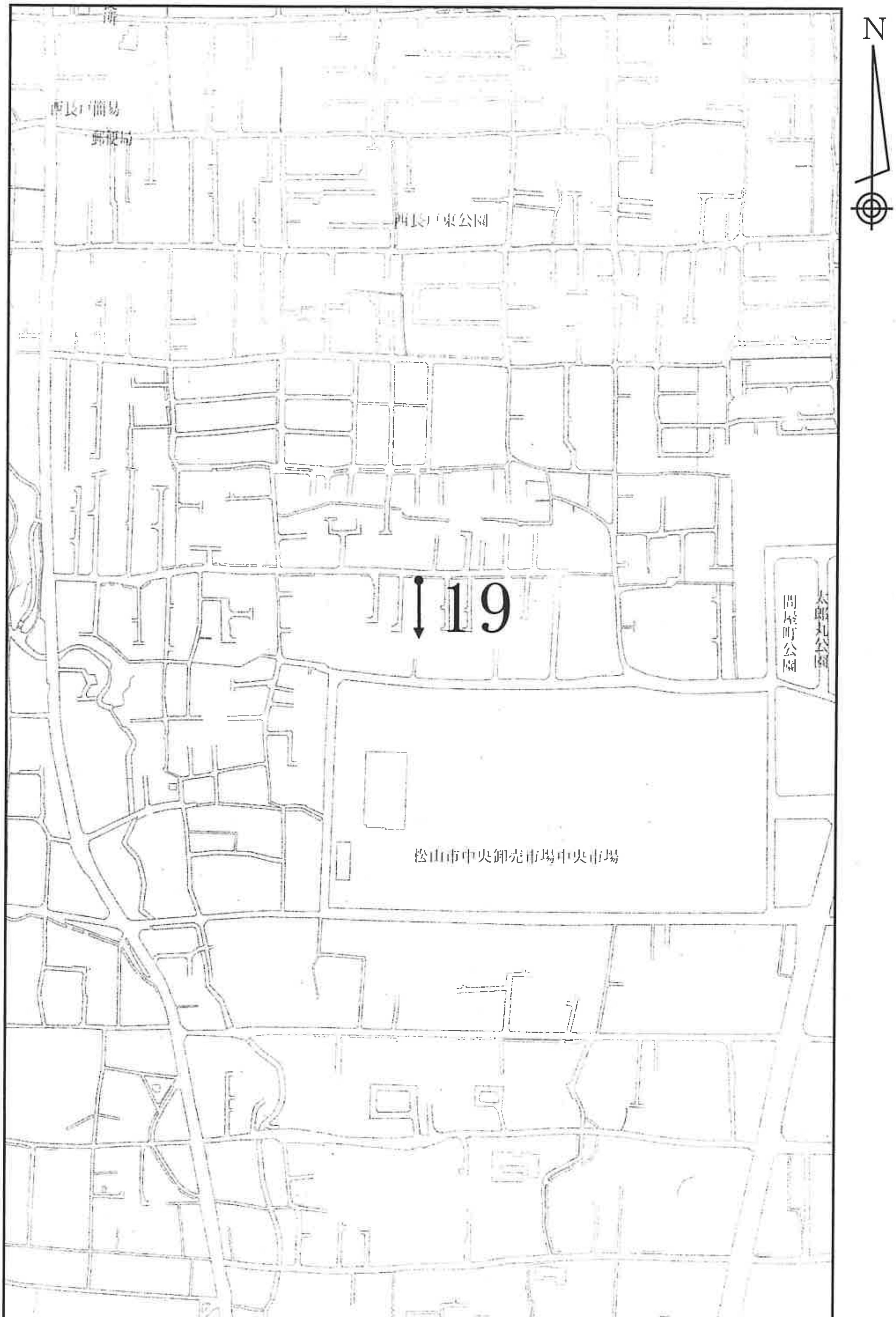
N
西長戸簡易
郵便局
西長戸東公園
19
問屋町公園
太郎丸公園
松山市中央卸売市場中央市場

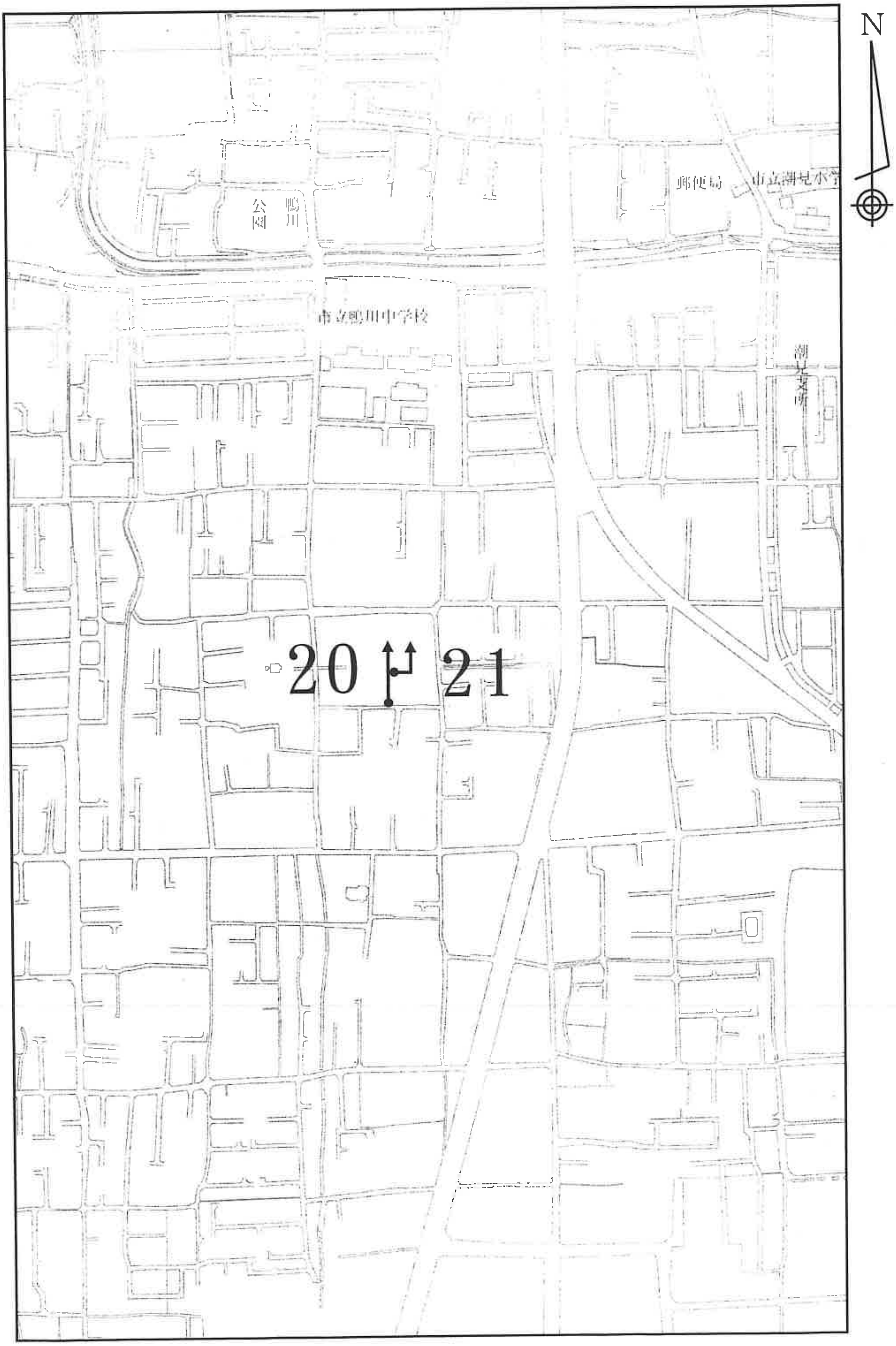
N
郵便局
市立潮見小学
公園
鴨川
市立鴨川中学校
潮見支所
20
21

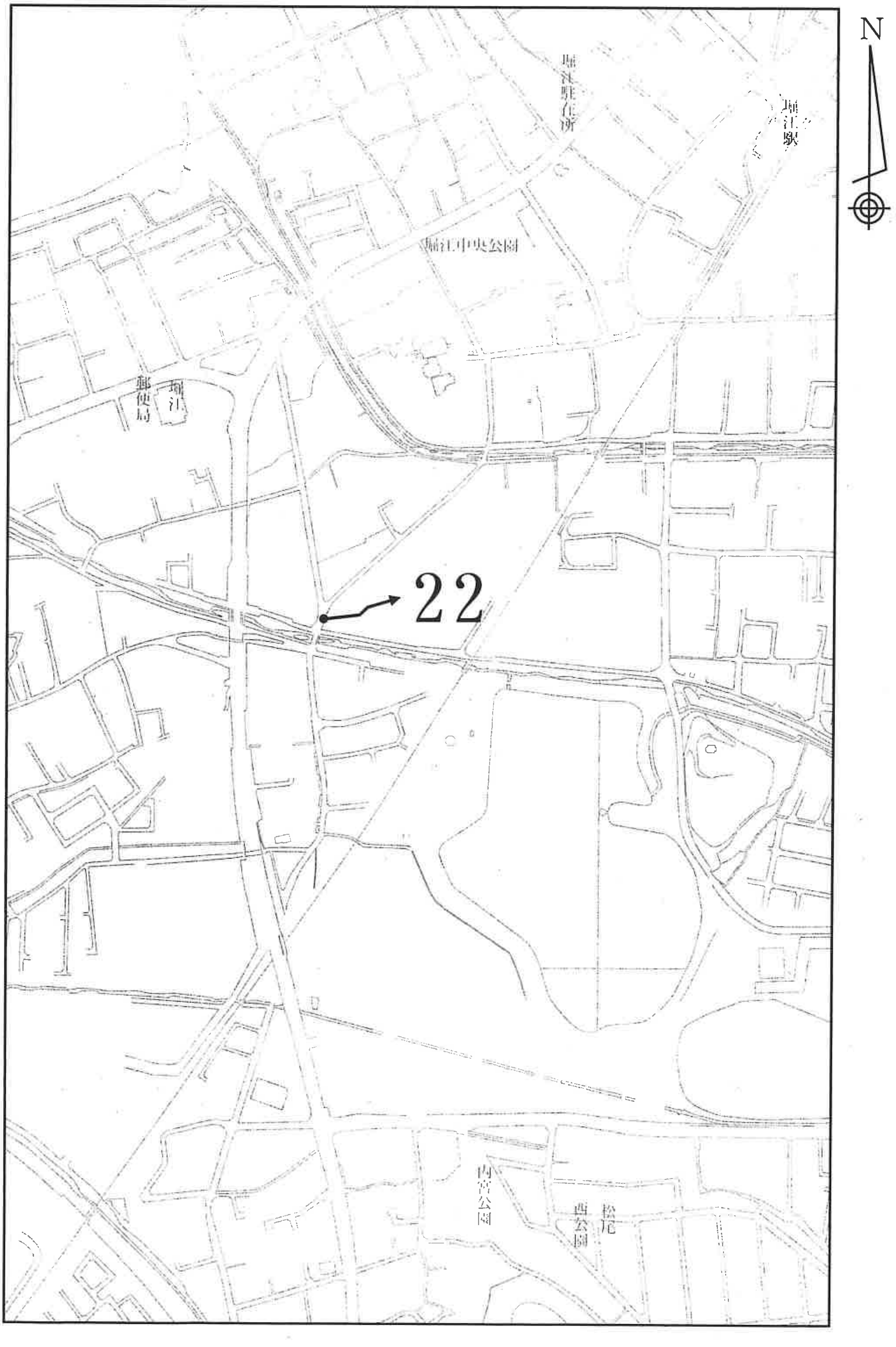

N
堀江駐在所
堀江駅
堀江中央公園
堀江
郵便局
22
西宮公園
松尾
西公園

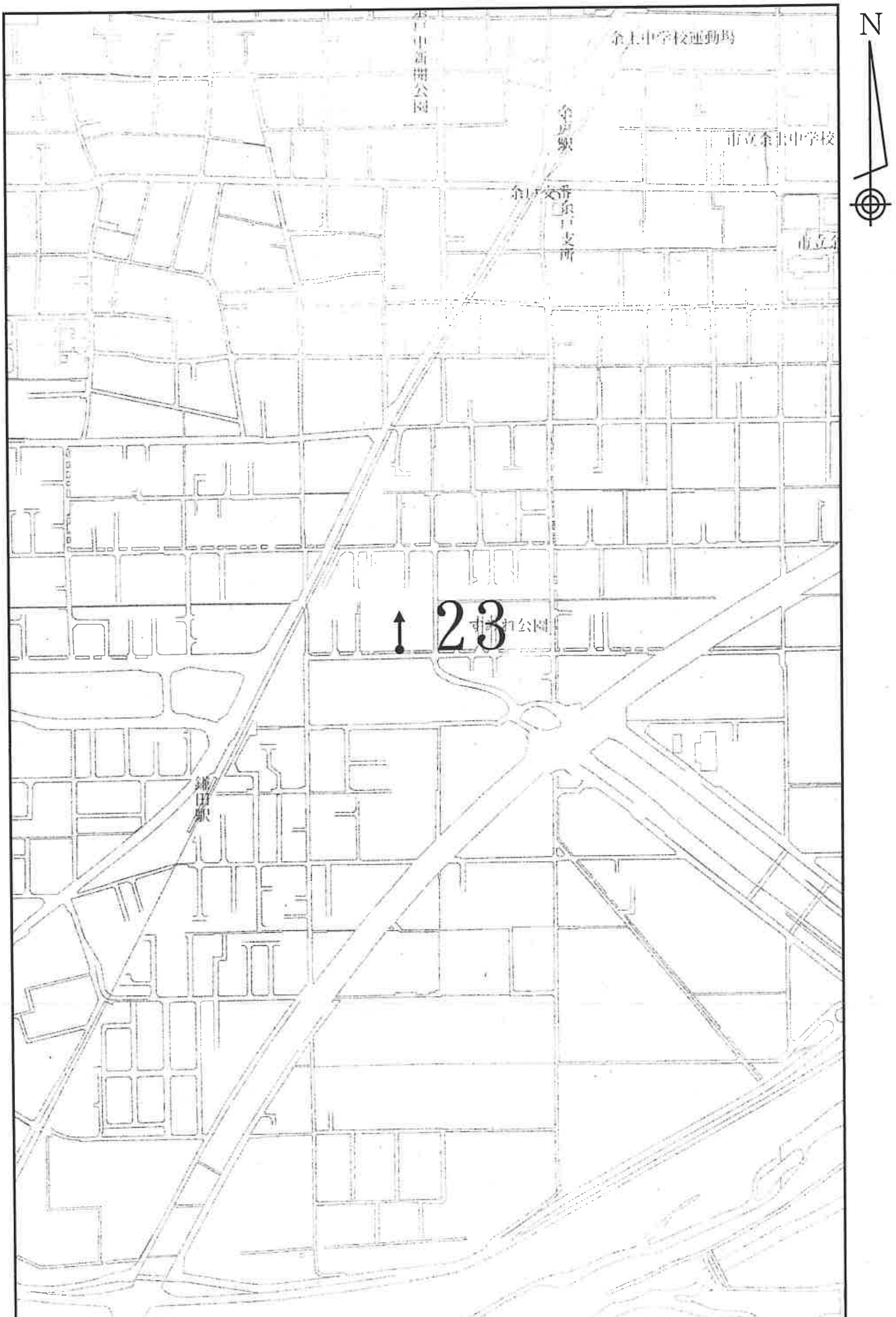
N
余土中学校運動場
中新開公園
余戸駅
市立余土中学校
余戸交番
鎌田駅
23

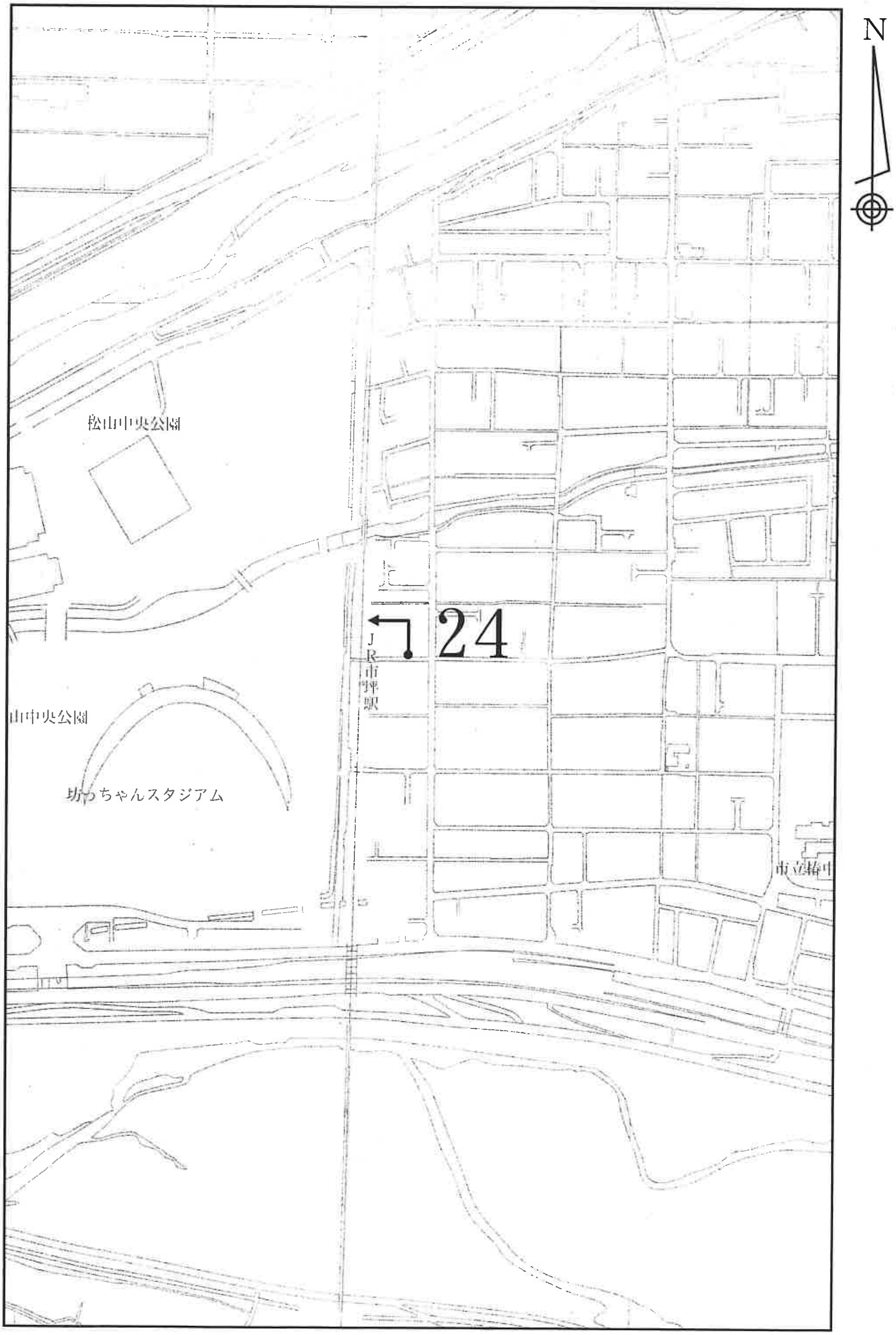
N
松山中央公園
山中央公園
坊っちゃんスタジアム
24
JR市坪駅
市立椿中

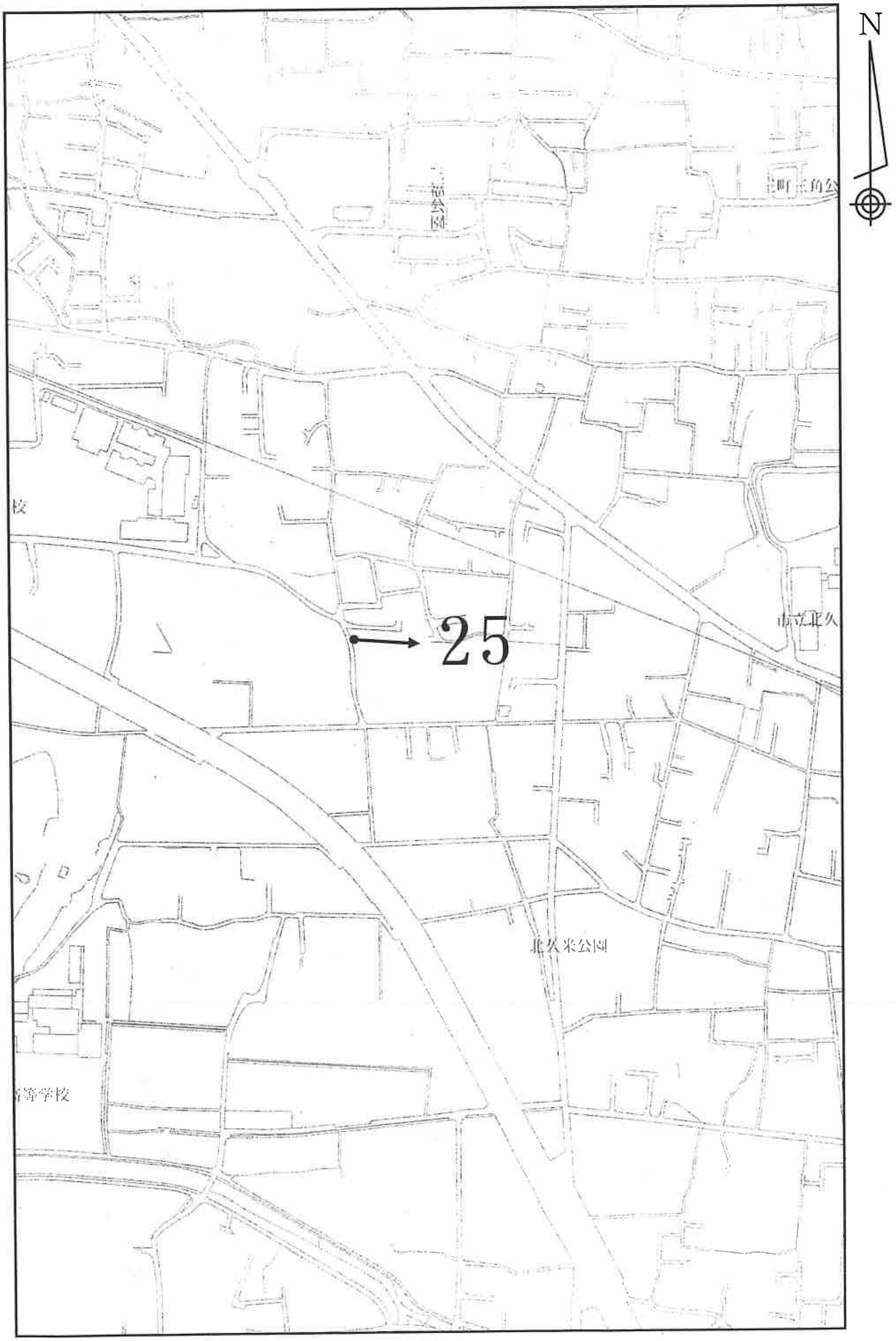
N
25
市立北久
北久米公園

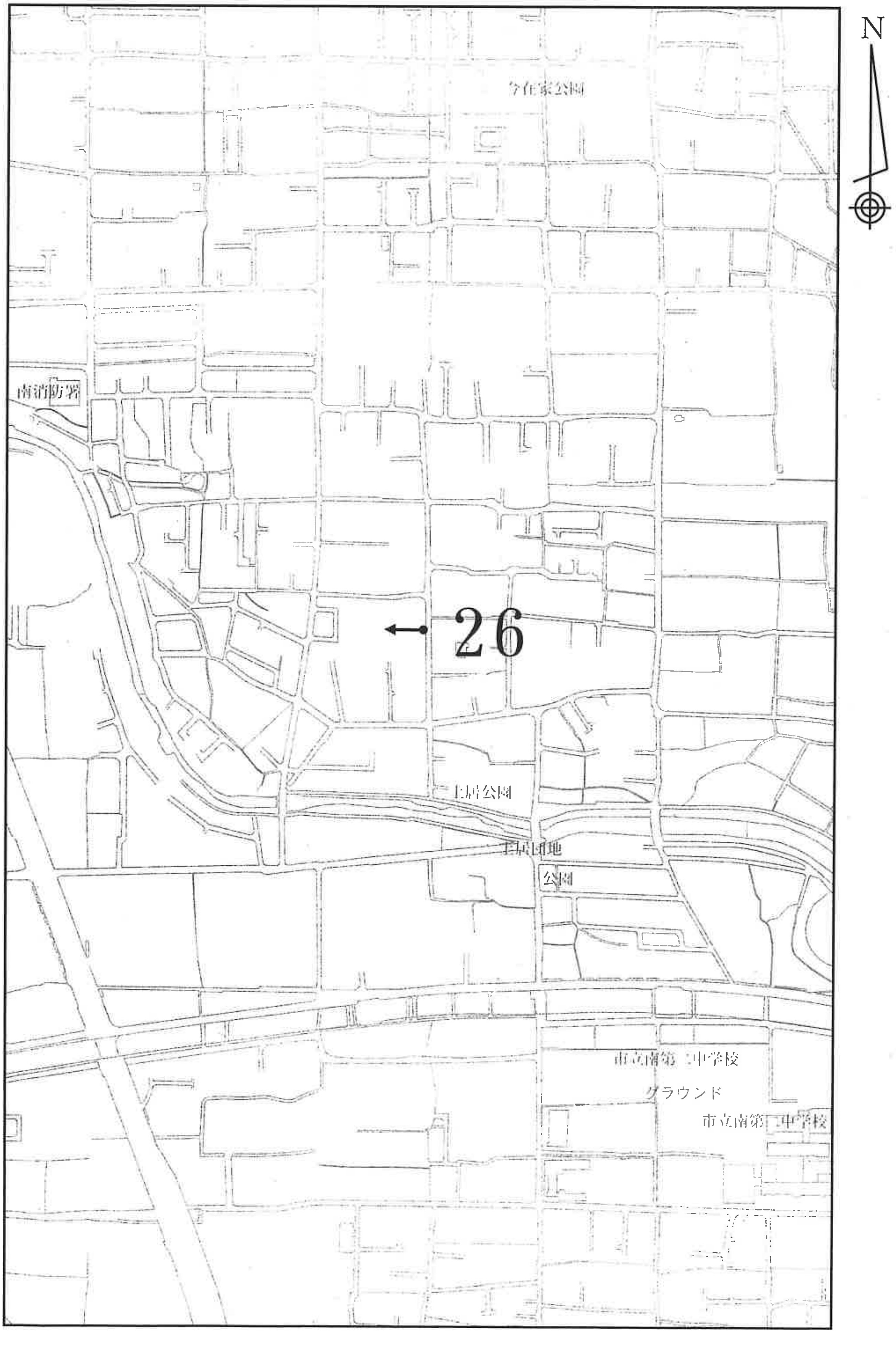
N
今在家公園
南消防署
26
上居公園
上居団地
公園
市立南第二中学校
グラウンド
市立南第二中学校

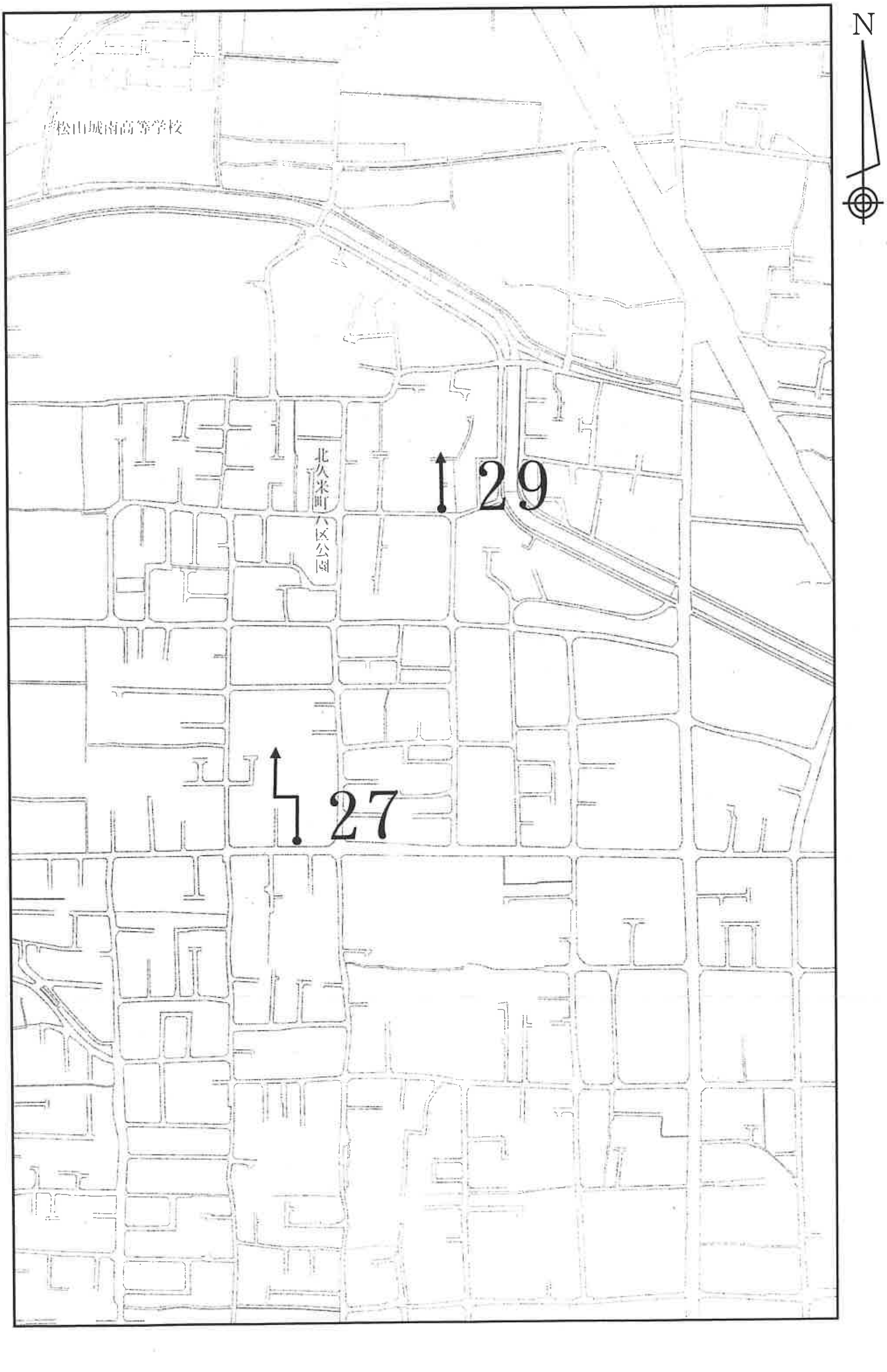
N
松山城南高等学校
北久米町六区公園
29
27

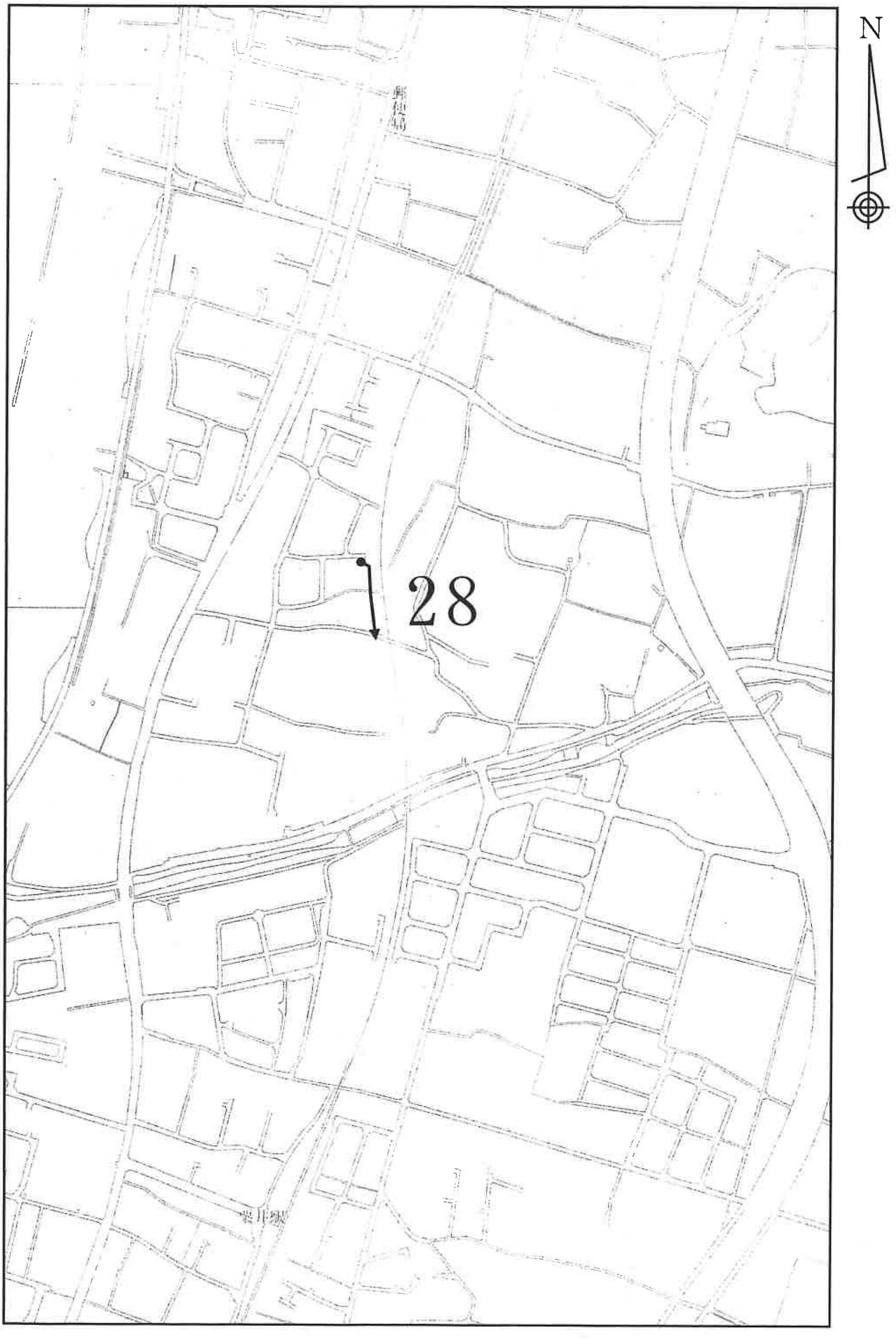
N
郵便局
28

図面番号	路線名	起点	終点	敷地の幅員 m	延長 m
1	市道 雄郡 204号線	松山市竹原三丁目 257番1地先	松山市竹原三丁目 257番11地先	4.3 ～ 9.7	47.9
2	市道 雄郡 205号線	松山市土居田町 281番3地先	松山市土居田町 281番9地先	4.3 ～ 8.6	74.8
3	市道 清水 164号線	松山市姫原三丁目 甲391番7地先	松山市姫原三丁目 甲391番9地先	4.3 ～ 10.1	79.8
4	市道 桑原 276号線	松山市畑寺町 756番5地先	松山市畑寺町 756番8地先	4.3 ～ 8.7	34.8
5	市道 桑原 277号線	松山市東野三丁目 甲415番9地先	松山市東野三丁目 甲415番11地先	4.3 ～ 8.8	26.6
6	市道 道後 199号線	松山市石手五丁目 甲622番10地先	松山市石手五丁目 甲622番7地先	5.3 ～ 10.1	90.8
7	市道 味生 289号線	松山市北斎院町 387番1地先	松山市北斎院町 387番5地先	5.3 ～ 9.9	47.7
8	市道 味生 290号線	松山市北斎院町 995番1地先	松山市北斎院町 995番2地先	4.3 ～ 8.4	49.0
9	市道 味生 291号線	松山市北斎院町 995番10地先	松山市北斎院町 995番7地先	4.3 ～ 6.4	21.1
10	市道 味生 292号線	松山市別府町 161番5地先	松山市別府町 161番11地先	4.8 ～ 9.6	52.5
11	市道 味生 293号線	松山市山西町 677番1地先	松山市山西町 681番2地先	4.3 ～ 8.8	62.2
12	市道 味生 294号線	松山市清住二丁目 1064番1地先	松山市清住二丁目 1064番12地先	4.3 ～ 8.6	97.2
13	市道 生石 293号線	松山市富久町 153番11地先	松山市富久町 153番19地先	4.8 ～ 11.8	110.1
14	市道 垣生 200号線	松山市西垣生町 317番3地先	松山市西垣生町 322番7地先	5.3 ～ 10.1	245.0
15	市道 垣生 201号線	松山市東垣生町 310番4地先	松山市東垣生町 310番18地先	4.3 ～ 8.9	19.4
16	市道 垣生 202号線	松山市東垣生町 310番8地先	松山市東垣生町 310番16地先	4.3 ～ 8.7	19.5

図面番号	路　線　名	起　　　点	終　　　点	敷地の幅員　m	延長　m
１７	市　　道 宮前　１７６号線	松山市内浜町 4番14地先	松山市内浜町 4番16地先	4.3 ～　8.7	36.6
１８	市　　道 宮前　１７７号線	松山市古三津一丁目 1423番6地先	松山市古三津一丁目 1425番5地先	4.3 ～　9.0	113.3
１９	市　　道 久枝　２７９号線	松山市久万ノ台 498番11地先	松山市久万ノ台 498番8地先	4.5 ～　11.4	53.3
２０	市　　道 久枝　２８０号線	松山市東長戸三丁目 522番2地先	松山市東長戸三丁目 522番8地先	4.5 ～　9.2	59.5
２１	市　　道 久枝　２８１号線	松山市東長戸三丁目 522番11地先	松山市東長戸三丁目 522番10地先	4.5 ～　8.6	39.6
２２	市　　道 堀江　２４９号線	松山市堀江町 甲1094番12地先	松山市堀江町 甲1094番2地先	4.3 ～　9.1	66.6
２３	市　　道 余土　２４５号線	松山市余戸東三丁目 1087番1地先	松山市余戸東三丁目 1087番5地先	4.5 ～　14.4	36.8
２４	市　　道 余土　２４６号線	松山市市坪南二丁目 597番地先	松山市市坪南二丁目 594番2地先	4.3 ～　9.0	60.1
２５	市　　道 久米　２５０号線	松山市福音寺町 283番1地先	松山市福音寺町 283番8地先	4.6 ～　10.0	52.3
２６	市　　道 石井　５２４号線	松山市土居町 1091番2地先	松山市土居町 1091番11地先	4.3 ～　8.7	25.8
２７	市　　道 石井　５２５号線	松山市今在家一丁目 257番12地先	松山市今在家一丁目 253番9地先	5.3 ～　9.7	102.0
２８	市　　道 河野　　２８号線	松山市河野中須賀 211番5地先	松山市河野中須賀 193番2地先	5.4 ～　10.6	78.2
２９	市　　道 久米　２５１号線	松山市北久米町 1052番1地先	松山市北久米町 1052番3地先	4.3 ～　9.3	53.4